

愛知県における農薬使用状況

本県における農薬使用量の推移は、下記のとおりです。

年 度		H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4	前年対比
項 目							
殺 虫 剤	使用量 (t or kl)	2,773.8	2,742.2	2,651.4	2,718.0	2,663.1	98.0%
	金 額 (百万円)	5,377	5,737	5,563	5,394	5,322	98.7%
殺 菌 剤	使用量 (t or kl)	1,909.1	2,045.8	1,983.1	2,042.3	2,212.0	108.3%
	金 額 (百万円)	2,203	2,242	2,202	2,171	2,328	107.2%
殺 虫 殺 菌 剤	使用量 (t or kl)	681.2	741.1	761.5	756.3	738.4	97.6%
	金 額 (百万円)	781	834	879	883	821	93.0%
除 草 剤	使用量 (t or kl)	6,503.9	6,023.0	6,310.8	6,440.7	6,324.9	98.2%
	金 額 (百万円)	5,923	5,810	6,159	6,065	6,937	114.4%
そ の 他	使用量 (t or kl)	197.3	180.2	203.7	209.1	188.7	90.2%
	金 額 (百万円)	499	486	476	485	462	95.3%
県 計	使用量 (t or kl)	12,065.3	11,732.3	11,910.5	12,166.4	12,127.1	99.7%
	金 額 (百万円)	14,783	15,109	15,279	14,998	15,870	105.8%
全 国 計	使用量 (t or kl)	223,207.2	221,820.7	222,625.4	226,467.7	226,248.2	99.9%
	金 額 (百万円)	370,323	374,234	377,795	383,798	386,630	100.7%

農薬年度は、前年10月～当年9月（「農薬要覧2019～2023」一般社団法人日本植物防疫協会編）

愛知県農薬安全使用指導指針

第1 趣旨

農薬は、農業生産の安定・向上に重要な役割を果たしているが、使用方法を誤ると、自然環境の汚染、人畜・生活環境動植物の危・被害及び食品中への農薬残留等の面で重大な問題が生じるおそれがある。

このため、農薬の使用については、国の定める農薬を使用する者が遵守すべき基準（以下「農薬使用基準」という。）、県農業病虫害防除の手引き等に沿うとともに、この指針によって、指導の徹底を図るものとする。

第2 指導推進事項の項目

- 1 農薬取締法、毒物及び劇物取締法、消防法並びに食品衛生法等関連法令の遵守
- 2 国の定める農薬使用基準、県農業病虫害防除の手引き等の遵守
- 3 農薬使用上の注意事項の遵守
- 4 使用規制する農薬及び規制内容の遵守並びに無登録農薬の排除
- 5 住宅地等における危・被害防止
- 6 家畜、みつばち及び蚕に対する危・被害防止
- 7 生活環境動植物等に対する危・被害防止及び水質汚濁の防止
- 8 パラコートを含む除草剤の使用上の注意
- 9 農林水産航空事業における危・被害防止
- 10 無人航空機による病虫害防除における危・被害防止
- 11 総合的病虫害・雑草管理（IPM）の推進

第3 指導推進事項の内容

- 1 農薬取締法、毒物及び劇物取締法、消防法並びに食品衛生法等関連法令の遵守
 - (1) 農薬取締法に基づく水質汚濁性農薬及び農薬取締法第16条に基づく「生活環境動植物に有害な」旨の表示のある農薬については、県の水質汚濁性農薬等適正使用指導要領の規制を遵守する。
 - (2) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物又は劇物に該当する農薬については、取扱いに当たり毒物及び劇物取締法の規定を遵守する。
 - (3) 消防法に基づく危険物に該当する農薬については、取扱いに当たり消防法の規定を遵守する。
 - (4) 食品衛生法に基づく食品の成分規格としての農薬の残留基準の趣旨を周知・徹底する。
- 2 国の定める農薬使用基準、県農業病虫害防除の手引き等の遵守
 - (1) 農薬使用基準とは、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農薬取締法第25条に基づき農林水産省令・環境省令をもって、その種類ごとに以下の事項について定められたものであり、農薬使用者はこの基準に違反して農薬を使用してはならない。
 - ア 農薬使用者の責務
 - イ 表示事項の遵守
 - ウ くん蒸による農薬の使用
 - エ 航空機を用いた農薬の使用
 - オ ゴルフ場における農薬の使用
 - カ 住宅地等における農薬使用
 - キ 水田における農薬の使用
 - ク 被覆を要する農薬の使用
 - ケ 帳簿の記載
 - (2) 本県における農作物の病虫害防除に当たっては、国の定める農薬使用基準のほか、県の定める農業病虫害防除の手引き等を遵守する。
- 3 農薬使用上の注意事項の遵守
 農薬を安全かつ適正に使用するためには、農薬の特性、使用方法、危害防止方法、中毒時に

おける措置等について、使用者自身が十分認識を深めていることが必要である。

(1) 農薬の散布について

ア 散布前の注意事項

(ア) 農薬の製品には、使用方法、使用上の注意事項が表示されているので、これをよく読み、表示されている使用方法等を遵守する。

(イ) 散布作業に必要なマスク、保護クリーム、手袋、帽子、長靴、長袖シャツ、上着、長ズボン、防除着、保護メガネ等は、あらかじめ準備しておく。

(ウ) 使用する器具・施設が作業中に故障しないように完全に整備されているかどうかを十分点検する。

特にホースの接続部分等の不良により、薬液が噴出したりすることのないように注意する。また、温室、ビニルハウス等（以下、「温室等」という。）の施設内でくん煙、くん蒸などを行う場合は、ガス漏れのないように施設の細部にわたり十分点検・整備する。

(エ) 子供や散布に関係のない者が、作業現場に近づかないように配慮する。

(オ) 万一の事故に備え、薬剤の名称や毒物・劇物の区別等を記録しておくとともに、毒性の程度や応急手当、解毒方法等を把握しておく。

(カ) 体調の優れない者や、農薬の散布作業に配慮が必要な者は、散布作業に従事しない。

(キ) 散布作業によって中毒になった者は、その中毒が重い場合には完全治癒してから1か月以上、軽い場合でも7日から10日以上経なければ、散布作業に再び従事しないようにする。

(ク) 薬剤散布直後に除草などの管理作業のため、ほ場内に入ることをないよう、あらかじめ必要な作業は済ませておく。

特に、温室等の施設内で農薬散布（注入、くん煙及びくん蒸を含む。）する場合は注意する。

(ケ) 使用された農薬により、水道や河川、湖沼、海域及び養殖池（以下、「河川等」という。）を汚染しないように散布地域の実情を十分考慮しておく。

(コ) 学校、病院及び住宅地等に接した地域で農薬を使用する場合、あらかじめ付近の住民等に注意事項を連絡し、人や家の中あるいは食物や洗濯物等に農薬がかからないよう措置する（第3の5参照）。

特に、一時に広範囲の防除を行う場合は、細心の注意を払い、危害が生じないように措置する。

イ 散布液調製時の注意事項

(ア) あらかじめ散布面積、作物の大きさ、病害虫の種類等を把握して、必要な散布液量を調製し、散布時に過不足が生じないようにする。

(イ) 散布液の調製の際は、経験者が必ずゴム手袋やマスク、保護メガネを着用するとともに、できるだけ顔や手など露出部分を少なくし、保護クリームを塗っておく。

特に、粉末の水和剤等は、風に舞いやすいので注意し、粉末を吸い込まないように慎重に取り扱う。

(ウ) 薬液を計るときは、瓶の周囲に薬液が付かないように注意し、計り終わったら1回ごとに必ず栓をする。もし、瓶の周囲に薬液が付いたときには、布切れなどでよく拭き取り、薬液の付いた布切れなどは危険のないように適切に処理する。

(エ) 乳剤の調製に当たっては、原液を初めは少量の水に溶かし、徐々に所定量の水と混合し、よくかきまぜて作る。粉末の水和剤の調製に当たっては、粉末を少量の水でのり状によく練ってから、徐々に所定量の水を加えながら混ぜて作る。この場合、水滴が跳ね返らないように注意する。

(オ) 薬液が道路などにこぼれたときは、直ちに汚染された部分の土を排除するか、洗い流すなどして危険のないようにしておく。

また、この際、洗い流した液が用水や河川に流れ込むことのないように配慮する。

ウ 農薬の飛散防止

農薬散布を行う場合、農薬が飛散し、人畜や周辺環境等に危害を及ぼすことがないように最大限配慮する（住宅地等における危・被害防止は第3の5参照）。

また、周辺で栽培されている食用農作物が残留農薬基準を超え、又は有機農産物に関する認証が受けられなくなる等の、防除対象以外の農作物への損害が生じないように、必要な措置を講じる。

- (ア) 周辺農作物の栽培者に対して、事前に、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類等について連絡する。
- (イ) 当該病害虫の発生状況を踏まえ、最小限の区域における農薬散布にとどめる。
- (ウ) 無風や風の弱い時間帯など近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向きやノズルの向き等に注意する。
- (エ) 周辺農作物の収穫時期が近い場合は、飛散が少ない農薬の種類や形状、散布方法、散布器具に変更する。
- (オ) 上記対策をとっても飛散が避けられないような場合は、散布日の変更等を検討し、その上でやむを得ないと判断されれば、周辺農作物の栽培者に収穫日の変更やほ場の被覆等の対策を要請する。
- (カ) 農薬の飛散が生じた場合は、周辺農作物の栽培者等に対して速やかに連絡するとともに、地域組織と対策を協議する。

エ 農薬散布時の注意事項

- (ア) 散布作業に慣れてくると、油断して取扱いが粗雑になりがちなので、作業に当たっては、指導者の指示に従うなど、常に安全な作業に心がける。
- (イ) 服装の不完全な者が中毒するケースが多いので、必要に応じ、顔、手足などに保護クリームを塗り、帽子、マスク、長ズボン、長袖の上着などの作業着、ゴム手袋、ゴム長靴、保護メガネなどを着用する。上着や長ズボンは、防水したものを着用する。
- (ウ) 果樹園のような高い所へ薬剤を散布する場合は、頭巾のように頭から肩まで覆うことのできる帽子と、できるだけ農薬散布用に作られた補助着（防除着）で、防水したものを着用する。
- (エ) 散布に当たっては、風向きを考え、風下から逐次風上に散布作業を進めるとともに、常に身体を風上に置き、噴霧液や散布粉を直接浴びないようにする。
また、周辺の環境に影響を及ぼさないように、散布農薬が周囲に飛散しないように配慮する。
- (オ) 作業は、日中の暑いときを避け、朝夕の比較的涼しい時間を選んで行うとともに、連日の散布を避け、できれば共同防除で行うようにする。
- (カ) 休憩時や散布後に、たばこを吸い、又は飲食をする場合は、必ず手や顔をよく洗い、同時にうがいをする。
- (キ) 作業中に頭痛、めまい、吐き気など気分が悪くなった場合には、直ちに作業をやめ、同時にうがいをする。
- (ク) 薬剤が皮膚についた場合は、直ちに石けん水で皮膚を洗い、また、散布液をひどく浴びたときには、交代するなり、衣服を替えるなりする（常に予備の着替えをビニール袋に入れて用意しておく。）。
- (ケ) 防除作業員の人員や散布時間には十分な余裕をとり、無理に強行することのないようにし、同じ者が長時間散布作業に携わることのないように配慮する。
- (コ) 温室等の施設内で散布する場合は、施設内に農薬がこもり、作業者の体に付着し、吸いやすくなるので、特に服装を厳重にし、必ず専用の防毒マスクを着用する。
くん煙の場合も同様であり、くん煙後、14～15 時間は施設内に立ち入らないよう実施時間（例えば夕方行うなど）を配慮する。やむを得ず施設内に入るときは、専用の防毒マスクを必ず着用する。
- (サ) クロルピクリンくん蒸剤等ガスを利用して殺虫・殺菌する農薬を温室等の施設内で使

用する場合は、隔離式有機ガス用の防毒マスクを必ず着用し、施設を開放した状態で作業するとともに、作業後は施設外にガスが漏れないように常に点検する。

ガス化する農薬及びくん煙剤等を施設内で使用した後は、必ず人のいないことを確認し、施設の出入口は施錠する。

(シ) クロルピクリンくん蒸剤等ガスを利用して殺虫・殺菌を屋外で行う場合は、人家などの近くや、一時に広範囲に使用せず、作業者は専用の防毒マスクを必ず着用する。

また、その他周辺の環境条件を十分配慮し、危害の起こらないよう万全の措置をとってから実施する。

(ス) パイプダスター散布中のホースの中央は、農薬の濃度が高く危険なので、中持ちは絶対にしない（どんなに長いホースでも風量を調節することによって中央の持ち上がりをなくすることができる。）。

(セ) メソミル剤及び同剤との混合剤は、腰の高さ以上の散布及び施設内や、その他噴霧のこもりやすい所での散布は絶対に行わない（第3の4の（1）参照）。

(ソ) 育苗箱、ペーパーポット等に農薬を使用する際は、使用農薬が周囲にこぼれ落ちないように慎重に防除を実施する。

(タ) 配置剤のうち残留基準が設定されている成分を含む農薬については、農作物の茎葉部や根部と農薬成分が接触しないよう、栽培ほ場の周辺部又は栽培ほ場内に設置したトレイ(皿)上に配置する。

(チ) 散布中は、防除機周辺が無防備になりがちなので、農薬の盗難等には十分注意する。

オ 農薬散布後の注意事項

(ア) 使用した防除器具は、薬剤タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性のある箇所に注意して、洗浄を十分に行う。また、洗浄液、使用残りの薬液は河川等に流さずに、散布むらの調整等に使用する。

(イ) 使い残した農薬は、密封、密栓し、未使用の農薬と一緒に農薬専用の保管庫などへ収納・施錠し、子供などが手の届かないところへ置く。

また、飲料用空き瓶等への移替は誤飲等の事故につながるので絶対にしない。

(ウ) 使用後の空容器、空き瓶及び空袋を野焼きしたり、戸外に放置することのないよう注意し、廃棄物処理業者に処理を委託するか、市町村又は農業団体等による回収・処理システムのある地域では定められた方法により処分するか、若しくは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則」に定める基準に適合する施設で焼却する。

また、スプレー式農薬の空き缶は、必ず穴を開け、ガス抜きした後、空容器と同様に適切に処理する。

(エ) 不要な農薬は、厳重に保管するか、又は廃棄物処理業者に処理を委託するか、市町村又は農業団体等による回収・処理システムのある地域では定められた方法により処分する。

(オ) 手足はもちろん全身を石けん等でよく洗うとともに、衣服は下着まで全部取り替え、作業に使用した衣服は必ず洗剤等を用いてよく洗う。

また、作業に使用した衣服は、翌日、そのまま着用することのないよう注意する。

(カ) 作業後及びその晩は、次の諸点に注意すること。

a 飲酒を慎む。

b 夜更かしをしない。

c 気分が少しでも悪くなったら医師の診断を受ける（医師の診断を受ける際には、農薬散布作業の内容と使用農薬名を告げる。）。

(キ) クロルピクリンくん蒸剤等ガス使用による防除を行ったほ場や施設等は、ガス漏れによる危害の起こらないように数日間は巡回点検するとともに、施設では出入口に施錠し、立札を掲示するなど、みだりに人が立ち入らないようにする。

特に、被覆を要する農薬を使用した場合は、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するための措置を講じるよう努める。

- (ク) 水田等に農薬を使用した場合は、農薬がほ場外に流出しないよう管理・点検する（第3の7の（5）参照）。
- (ケ) 農薬を使用した年月日、場所、農作物名、農薬の種類又は名称、単位面積当たり使用量及び希釈倍数等について、防除の記録（防除日誌）を付ける。
- (2) 種子消毒の廃液処理について
共同育苗施設等における水稻種子消毒廃液については、周辺環境に影響を及ぼさないよう、次のいずれかの方法より、適切に処理する。
ア 産業廃棄物処理業者等に処理を委託する。
イ 廃液処理設備を導入し、これにより適切に処理する。
なお、廃液処理設備による処理の際に発生する汚泥等については、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。
ウ 薬剤による浸漬処理法から、粉衣処理法、塗沫処理法、吹き付け処理法等に切り替える。
- (3) 農薬の購入及び運搬について
ア 購入時の注意事項
(ア) 使用農薬の選定に当たっては、防除の目的に合致する農薬のうちから、防除効果、使用方法、薬害、混合性、毒性、残留性、ほ場やその周辺の条件及び残液・空き瓶・空袋の処理等の難易などを総合的に判断し、最も適当な農薬を選定・購入する。
(イ) 選定した農薬は、防除計画に基づく必要量を購入し、保管中の農薬事故や目的外使用などの防止に努める。
なお、農薬販売業の届出のある業者から購入する。
(ウ) 毒物又は劇物に指定されている農薬の購入については、農薬販売者に薬剤の名称、数量、年月日、氏名、職業、住所等を記載し、押印した書面（毒劇物譲受書）を提出する。
なお、心身の障害により危害防止措置を適切に行うことができない者及び麻薬等の中毒者又は18歳未満の者は、購入できない。
(エ) 特定毒物である農薬を購入し、あるいは所持し、使用することが許されている者は、国、地方公共団体、農業協同組合等に限定されているので、取扱いについては、特に注意する。
イ 運搬上の注意事項
(ア) 農薬を運搬するときは、途中で袋が破れ、瓶が割れ、又は栓が緩んでこぼれることがないように、保管箱に入れるなど包装を厳重に運搬する。
特に、クロルピクリンくん蒸剤等ガス化しやすい農薬は、厳重な注意が必要である。
(イ) 農薬は、弁当などの飲食物と同一の箱などに入れて運搬することのないよう注意する。
- (4) 農薬の保管・管理について
農薬は、長い間貯蔵しておくると貯蔵中に成分が変化して効力の低下や薬害が出やすくなるおそれがあるほか、保管・管理も不注意になるので、必ず計画的な購入により必要以上の農薬を長期間貯蔵しないようにし、事故が起こらないよう心がける。
農薬を保管するときは、次のことを遵守する。
ア 薬剤は、密栓して保管庫などに保管する。
イ 保管場所は施錠し、盗難・紛失の防止、その他誤用のないようにする。
ウ 保管場所は、薬剤が飛散したり、地下に染み込んだり、又は流れ出るおそれのない場所とする。
エ 毒物又は劇物に該当する農薬の保管場所には「医薬用外」の文字、毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を所定どおり書いておく。
オ 毒物又は劇物に該当する農薬は、それ以外の農薬と区分して保管する。
カ 薬剤は、他の容器、特に間違いの起こりやすい飲食物等の容器に移し替えない。

- キ 薬剤は、温度の高い所、光を受ける所及び湿度の高い所に長く置かないようにする。
- ク 消防法別表に定める危険物に該当する薬剤を一定数量以上保管する場合には、所轄の消防本部の許可を受け、又は届け出る。
- ケ 地震対策として次の点に留意して保管する。
 - (ア) 保管庫を固定・補強しておく。
 - (イ) 転倒時に破損しやすい瓶等は、保管庫内の下段に置き、しっかりとふたや栓をして箱に入れる等の転倒防止策を講じておく。
 - (ウ) 地震発生時に備え、農薬の流出・飛散を防止するため、土、砂、ベントナイト等を常備しておく。
 - (エ) 警戒宣言が発令された場合は、安全確認・点検を行う。

(5) 事故発生時の措置について

- ア 万一、農薬使用に伴う事故が発生した場合は、速やかに地元の農林水産事務所、市町村役場、農業協同組合等に報告する。
- イ 毒物又は劇物に該当する農薬が、飛散し、漏れ、流れ出、染み出又は地中に染み込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上危害が生ずるおそれがあると認められるようなときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危・被害を防止するために、必要な応急の措置を講じる。
また、盗難又は紛失したときは直ちにその旨を警察署に届け出る。

4 使用規制する農薬及び規制内容の遵守並びに無登録農薬の排除

- (1) 安全な農産物の生産確保と農薬使用者自身等に対する危・被害防止を図るため、農薬使用者は農薬取締法、農薬使用基準、県農業病虫害防除の手引き等を遵守するほか、本県においては、次に掲げる農薬について、それぞれに定める規制内容を厳守する。

農 薬 名	規 制 内 容
メソミルを含有する製剤	1 散布作業中は、性能の良いマスクを着用する。 転作大豆を対象として使用する場合は、特級マスクを着用してフォームスプレーノズルを使用し散布する。 2 施設内では、絶対に使用しない。
パラコートを含有する製剤	1 散布作業中は、性能の良いマスクを着用する。 2 フォームスプレーノズルを使用し散布する。 3 誤飲等のないよう、保管管理は特に厳重にする。 4 その他（第3の8参照）
クロルピクリンを含有する製剤	住宅地域及びその周辺での使用に当たっては、ガスによる危・被害の発生防止に十分考慮し、特に住宅隣接ほ場では使用しない。
E P Nを含有する製剤	使用しない。
水質汚濁性農薬（シマジン含有する除草剤）	シマジン（CAT）を含有する除草剤については、県内全域で使用を自粛する。

- (2) 農薬取締法第24条で使用が禁止された農薬や、農薬ラベルの最終有効年月が過ぎ、かつ農薬登録が失効した農薬は、一切使用しない。
- (3) 非農耕地専用除草剤を農地に使用しない。

5 住宅地等における危・被害防止

公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地及び森林等において農薬を使用する場合は、農薬の飛散が周辺住民、子供等に健康被害を及ぼすことがないように、「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日付け25消安第175号・環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）に従うとともに、次の諸点を遵守する。

- (1) 病虫害や被害の早期発見に努め、病虫害の状況に応じた適切な防除を行う。
- (2) 病虫害に強い作物や品種の選定、病虫害の発生しにくい適切な土作りや施肥の実施、害虫

の捕殺、物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減する。

- (3) 農薬を使用する場合は、散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合は最小限の区域にとどめる。
- (4) 農薬の飛散を防止するため、無風や風の弱い時間帯など影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向きやノズルの向き等に注意し、粒剤や飛散を抑制するノズルを使用する等、最大限配慮する。
- (5) 農薬を散布する場合は、事前に周辺住民に対して農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について十分な周知に努める。特に、散布区域の近隣に学校、通学路がある場合には当該学校や子どもの保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮する。公園等の防除では、散布時に立て看板の表示等により、散布区域内に人が立ち入らないよう最大限の配慮を行う。

6 家畜、みつばち及び蚕に対する危・被害防止

(1) 家畜に対する危・被害防止について

従来の事故発生状況の全国的な傾向を見ると、大・中家畜は薬剤の散布地域及びその付近のあぜの草並びに野菜などの散布直後の給与・採食や飲み水による経口中毒によるものが多い。また、鶏の場合は、農薬飛散による吸入中毒、給餌機及び飲み水の汚染が主な原因になっているので、次の諸点に注意する。

ア 散布前及び散布時の注意事項

- (ア) 毒性の強い農薬を使う場合には、散布前に散布地域、使用薬剤及び家畜に対する注意事項を地域内家畜飼養者に徹底することが望ましい。
- (イ) 散布に当たって、馬屋、牛舎、鶏舎、牧草などがある場合は、風向きを考えて、薬剤がかからないよう注意する。
- (ウ) 広範囲な集団防除を実施する場合は、薬剤の飛散が広範囲にわたり、また気化ガス体の影響も考えられるので、当該地域の家畜飼養者に対し安全が確認されるまで、戸外での係留、放飼をしないよう要請する。

イ 散布後の注意事項

- (ア) 散布後、付近のえさとなる草、牧草の刈取りは、薬剤の種類によって長短があるが、概ね2週間程度経過するまで行わない。したがって、えさとなる草、牧草は散布前に刈り取っておく。
- (イ) 家畜が散布地域へ入らないよう細心の注意をする。
- (ウ) 飲み水は野外の天然水を避け、水道又は井戸水を給与する。
- (エ) 万一、事故が発生した場合は、速やかに獣医師又は家畜保健衛生所に連絡し、手当を受ける。

(2) みつばちに対する危・被害防止について

養蜂が行われているところでは、国が毎年発出する「蜜蜂被害軽減対策の推進について」（農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長通知）、県が毎年発出する「蜜蜂被害軽減対策の推進に係る愛知県の対応について」（県農業水産局長通知）及び「花粉交配用みつばちの安定確保に向けた取組の推進について」（平成21年7月24日付け21消安第4395号消費・安全局長、生産局長通知）に従うとともに、次の諸点に注意する。

ア 薬剤散布によりみつばち群に危・被害を及ぼすおそれのあるときは、地区養蜂組合に使用農薬名、使用時期、使用範囲、使用方法など少なくとも散布2週間前に通報する。

イ みつばち群の飼養があきらかな場合は、事前に養蜂家への連絡を行う。

ウ いちごの奇形果防止、メロンやナス等の野菜の受粉などに利用されるみつばちは、農薬に対して極めて敏感であるため、管理に十分注意が必要である。薬剤散布する場合、巣箱は外に出しておき、影響がなくなってからハウス内に入れる。

(3) 蚕に対する危・被害防止について

桑園に使用した薬剤が桑に残留し、又は桑園付近で散布した薬剤が桑に付着し、知らずに

蚕に桑を給与し被害を起こすことがある。したがって、次の諸点に注意する。

ア 桑園に直接薬剤散布する場合には、残留期間の短い農薬を選び、残留期間を考慮して散布する。

イ 桑園の隣接地での薬剤散布は、次の点に注意する。

(ア) 桑園に薬剤が飛散しないように注意する。

(イ) 飛散のおそれのある場合は、所有者に連絡し、蚕の飼育期間と農薬の残留期間を考慮して前もって桑を摘み取るなどの措置を講ずる。

(ウ) 集団的な防除の場合は、事前に養蚕家代表と十分連絡・協議する。

ウ B T剤は、蚕を含めたチョウ目昆虫に対して、特異的に殺虫効果を持っているので、使用に当たっては製品に表示された注意事項を遵守し、桑園及び養蚕施設等に本剤が飛散し、蚕に対する危・被害が発生しないようにする。

エ カルタップ剤及び合成ピレスロイド剤は、蚕毒性が強く、またその影響が蚕に対して2か月以上の長期にわたるものもあることから、桑園に飛散し、蚕に影響を与え、危・被害を生ずる可能性のある地域では絶対に使用しない。

また、こうした農薬の薬剤散布に使用した器具等は、桑用と必ず区別する。

オ ピリプロキシフェン剤は、蚕毒性が高いので、桑園に飛散し、蚕に影響を与え、危・被害を生ずる可能性のある地域では絶対に使用しない。本剤は製造業者によって出荷地域が規制されている。

カ 万一、農薬により桑が汚染した場合は、農林水産事務所の指導を受け、蚕に対し安全かどうかを確認し、安全になるまではその桑の使用は避ける。

7 生活環境動植物に対する危・被害防止及び水質汚濁の防止

農薬の使用に伴う生活環境動植物の危・被害の発生及び公共水域等の水質の汚濁を未然に防止するため、次の事項を遵守する。

(1) 県内全域にわたり、魚毒性の低い農薬の使用を推進し、水質汚濁性農薬及び農薬取締法第16条に基づく表示の中に「生活環境動植物に有毒な」旨の表示のある農薬は、できる限り使用しないよう努めるものとする。

(2) 本県においては、農薬取締法施行令第2条に掲げる水質汚濁性農薬であるシマジン（CAT）は、県内全域において使用を自粛する。

(3) 農薬取締法第16条第7号に基づく「生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨」の表示のある農薬については、その表示事項を遵守する。

(4) 水質汚濁性農薬及び農薬取締法第16条第7号に基づく表示のある農薬以外の農薬についても、以下の事項に配慮する。

ア 散布された薬剤が、河川等に飛散又は流入するおそれのある場所では使用せず、これらの場所以外でも一時に広範囲には使用しないこと。

イ やむを得ず、使用地域内及びその周辺に魚介類の養殖場がある場合には、使用する農薬の選定、使用時期、使用方法及び水管理等について、当該養殖業関係者と十分協議の上、被害の未然防止に努める。

ウ 使用残りの薬液が生じないように調製を行うとともに、散布に使用した器具及び容器を洗浄した水や使用残りの薬液は、河川等に流さず、散布むらの調整等に使用する。

エ 使用後の空容器、空袋等は、廃棄物処理業者に処理を委託するか、市町村又は農業団体等による回収・処理システムのある地域では定められた方法により処分する等により、生活環境動植物に影響を与えないよう安全に処理すること。

オ 水田に使用する場合は、一時に大面積に使用せず、また漏水口をふさいで水漏れを防止し、生活環境動植物等に被害の生ずるおそれのなくなるまでは、排水しないこと。

カ 使用農薬が、豪雨のためいっ水して被害を生ずることがあるので、大雨前後の使用は避ける。

キ 定置配管施設等の残液処理には、十分注意し、施設の点検、管理を徹底する。

ク 水田で使用する場合には、定められた使用方法に基づき適量を適期に散布するととも

に、散布後の湛水に留意し、かけ流し、いっ水、漏水等のないように水管理に十分努め、散布後7日間は田水の流水を止める。

また、田植え前後に使用できる薬剤は、代かき後から田植え前の落水による散布効率の低下を防止するため、極力田植え後に使用する。

(5) モリネートを有効成分とする除草剤については、農業団体等が行う自主規制地区を遵守する。

8 パラコートを含む除草剤使用上の注意事項の遵守

パラコートを含む除草剤を使用するに当たっては、次の事項を遵守する。

- (1) 使用に当たっては、防除機、かくはん容器等防除専用器具以外の他の容器に移し替えない。
- (2) 保管の際は、飲食物・食器類と区別し、密栓して子供の手の届かない冷暗な所に鍵を掛けて厳重に保管し、盗難・紛失の防止措置を講じる。
- (3) 使用後の空き瓶は、ほ場などに放置しない。
- (4) 購入に際しては、自分の身分を証明するもの（自動車運転免許証、健康保険証等）及び印鑑を必ず持参し、譲受書に記入する。
- (5) あらかじめ買い置きせず、使用する予定に合わせてその都度購入する。
- (6) 盗難・紛失にあった場合は、直ちに警察署に届け出る。

9 農林水産航空事業における危・被害防止

航空機を用いて行う農薬散布（以下「空中散布」という。）は、農林水産業における就業人口の流出等に対応して、農林水産業の効率化を促進する観点から、県下では一部地域で実施されているが、地形、気象条件等に影響されるため、その危・被害の防止には、特に留意する必要がある。

空中散布の実施に当たっては、「農林水産航空事業の実施について」（平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知）、「愛知県農林水産航空事業基本方針」等に定める事項を十分遵守し、危・被害防止に万全を期すこととする。

10 無人航空機による病虫害防除における危・被害防止

無人航空機を用いて農薬散布を行う防除は、作業の効率化を図る観点から実施されている。

無人航空機による防除の実施に当たっては、「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」及び「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年7月30日付け元消安第1388号農林水産省消費・安全局長通知）等に定める事項を遵守し、危・被害防止に万全を期すこととする。

11 総合的病虫害・雑草管理（IPM）の推進

病虫害防除に当たっては、病虫害発生予察情報を活用した適期防除に加え、伝染源の除去等による病虫害が発生しにくいほ場環境の整備を行うとともに、生物農薬や性フェロモン剤、温湯種子消毒等の様々な防除技術の適切な組合せによる、化学合成農薬だけに頼らない総合的病虫害・雑草管理（IPM）を推進し、環境負荷を軽減するとともに、農作物の安定生産に資する防除対策に取り組む。

昭和62年9月22日	制	定
平成7年4月1日	一部	改正
平成11年5月31日	一部	改正
平成14年4月1日	一部	改正
平成15年4月1日	一部	改正
平成19年5月11日	一部	改正
平成25年5月31日	一部	改正
平成28年8月31日	一部	改正
令和元年10月8日	一部	改正
令和2年9月1日	一部	改正

水質汚濁性農薬等適正使用指導要領

(目的)

第1 この要領は、水質汚濁性農薬等の適正な使用について必要な事項を定めることにより、生活環境動植物の被害及び公共用水域の汚濁に伴う人畜への被害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、「水質汚濁性農薬」とは、農薬取締法施行令（昭和46年政令第56号）第2条に規定する農薬をいう。

2 この要領において、「水質汚濁性農薬等」とは、水質汚濁性農薬及び農薬取締法（昭和23年法律第82号）第16条に基づく表示の中に「生活環境動植物に有害な」旨の表示のある農薬をいう。

(魚毒性の低い農薬の使用推進)

第3 県内全域にわたり、魚毒性の低い農薬の使用を推進し、水質汚濁性農薬等はできる限り使用しないよう努めるものとする。

(水質汚濁性農薬の使用の自粛)

第4 水質汚濁性農薬は、県内全域で使用を自粛するものとする。

(適正使用)

第5 水質汚濁性農薬等をやむを得ず使用する場合は、以下の事項に留意する。

(1) 散布された薬剤が、河川、湖沼、海域及び養殖池（以下、「河川等」という。）に飛散又は流入するおそれのある場所では使用せず、これらの場所以外でも一時に広範囲には使用しないこと。

(2) 使用残りの薬液が生じないように調製を行うとともに、散布に使用した器具及び容器を洗浄した水、使用残りの薬液は、河川等に流さず、散布むらの調整等に使用する。

(3) 使用後の空容器、空袋等は、廃棄物処理業者に処理を委託するか、市町村又は農業団体等による回収・処理システムのある地域では定められた方法により処分することにより、生活環境動植物に影響を与えないよう安全に処理すること。

附 則

この要領は、平成3年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

愛知県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ゴルフ場における農薬の適正な使用について必要な事項を定めることにより、農薬による被害防止と環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 農薬

農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する農薬をいう。

(2) ゴルフ場

ホールの数が18ホール以上であり、かつ、コースの総延長をホールの数で除して得た数値（以下「ホールの平均距離」という。）が100メートル以上の施設（当該施設の総面積が10万平方メートル未満のものを除く。）及びホールの数が18ホール未満のものであっても、ホールの数が9ホール以上であり、かつ、ホールの平均距離がおおむね150メートル以上の施設をいう。

(3) 事業者

県内に所在するゴルフ場を経営し、又は管理運営している者をいう。

(登録農薬の使用及び表示事項の遵守)

第3条 事業者は、農薬を使用する場合には、法第3条第1項又は法第34条第1項の規定により登録された農薬を使用しなければならない。

2 事業者は、農薬を使用する場合には、法第16条に規定する登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法、使用上の注意事項等の表示事項を遵守しなければならない。

(農薬使用量の低減等)

第4条 事業者は、農薬を使用する場合には、必要最小限にとどめ、低毒性農薬を使用するよう努めなければならない。

2 事業者は、農薬取締法施行令（昭和46年政令第56号）第2条に規定する水質汚濁性農薬を使用してはならない。

(農薬の購入等)

第5条 事業者は、農薬を購入するときは、法第3条の規定により登録を受けた製造者若しくは輸入者又は法第17条の規定による届出のある農薬販売者（以下「販売者等」という。）から購入しなければならない。

2 販売者等は、事業者に対し、法第3条の登録を受けていない農薬、法第16条の表示のない農薬等の不適正な農薬を販売してはならない。

(農薬の適正な保管管理)

第6条 事業者は、農薬を保管・管理する場合には、専用の保管庫等を設けて、農薬の盗難、紛失、飛散、流出等を防止しなければならない。

(防除の委託)

第7条 事業者は、病害虫防除等を委託する場合においても、人畜、水産動植物、周辺環境等に害を与えることなく、安全かつ適正に農薬を使用しなければならない。

(農薬管理責任者の設置等)

第8条 事業者は、農薬の適正な使用及び保管管理を行うために農薬管理責任者を置かなければならない。

2 事業者は、前項の規定により農薬管理責任者を置いたときは、様式第1号により、知事及びゴルフ

【参考資料】

場の所在地を管轄する市町村長に報告しなければならない。また、農薬管理責任者を変更したときも同様とする。

(農薬管理責任者等の資質の向上)

第9条 事業者は、知事が実施する農薬安全使用対策講習会等に農薬管理責任者等を参加させ、農薬管理責任者等の資質の向上に努めなければならない。

(農薬の使用計画の作成及び報告)

第10条 事業者は、翌年度の農薬の使用計画を作成し、様式第2号により、毎年2月末日までに知事及びゴルフ場の所在地を管轄する市町村長に報告しなければならない。

(農薬の使用状況等の記録及び報告)

第11条 事業者は、農薬の受払簿を作成し、農薬の購入量、使用量、残量等を正確に記録し、3年間保存しなければならない。

2 事業者は、農薬の使用状況等について、様式第3号により記録し、3年間保存しなければならない。

3 事業者は、毎年4月30日までに、前年度の農薬の使用状況等について、様式第4号により、知事及びゴルフ場の所在地を管轄する市町村長に報告しなければならない。

(周辺の環境及びプレーヤー等に対する被害の防止)

第12条 事業者は、農薬を使用する場合には、気象及び地形等の環境条件を十分に考慮し、農薬のゴルフ場外への流出、飛散等により周辺の住民、水産動植物、家畜、みつばち、蚕、水道水源等に被害を及ぼさないようにしなければならない。

2 事業者は、農薬を散布する場合には、原則として休業日又は営業の終了後等を実施して、プレーヤー等に影響を与えないように努めなければならない。

3 事業者は、農薬の散布後は農薬を散布した旨を掲示板等で表示し、プレーヤー等の注意を喚起しなければならない。

(水質の監視及び測定)

第13条 事業者は、調整池に魚類を放し飼いで、水質の汚濁等の状況を常時監視しなければならない。

2 事業者は、調整池又は排水口で、ゴルフ場において使用される主要な農薬について、毎年2回以上、当該農薬の使用量が多い時期にその濃度を測定し、その結果の記録を3年間保存しなければならない。

3 事業者は、前項の規定による水質測定の結果について、そのつど、様式第5号により、速やかに知事及びゴルフ場の所在地を管轄する市町村長に報告しなければならない。

4 第2項の規定による測定の結果が、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」(令和2年3月27日付け環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知)に規定する指針値(以下「指針値」という。)を超えた場合は、引き続き当該農薬の濃度を測定するとともに、知事の指導を受けて、農薬の使用に関し必要な措置を講じなければならない。

第13条の2 事業者は、ゴルフ場内の飲料水を井戸水、湧水等の自己水によって供給している場合は、給水栓で、ゴルフ場において使用される主要な農薬について、毎年2回以上、当該農薬の使用量が多い時期にその濃度を測定し、その結果を3年間保存しなければならない。この場合において、測定する農薬は、前条の規定により実施する水質測定と同じ農薬について同時に行うよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の規定による水質測定の結果について、そのつど、様式第6号により、速やかに知事及びゴルフ場の所在地を管轄する市町村長に報告しなければならない。

3 事業者は、第1項の規定による測定の結果が、「水質管理目標設定項目」(平成15年10月10日付け健発第1010004号厚生労働省健康局長通知)に規定する農薬類(水質管理目標設定項目15)の対象農薬

リストの目標値（以下「目標値」という。）を超えた場合は、引き続き当該農薬の濃度を測定するとともに、知事の指導を受けて、農薬の使用及び飲料水の安全確保に関し必要な措置を講じなければならない。

（農薬による事故発生時の措置及び報告）

第14条 事業者は、農薬の流出、飛散等により周辺の住民、水産動植物、家畜、みつばち、蚕、水道水源等に被害が発生するおそれがあるときには、その旨を直ちに知事及び関係市町村長に報告するとともに、その原因を究明して、適切な措置を講じなければならない。

（農薬を空中散布する場合の遵守事項）

第15条 事業者は、有人又は無人航空機を利用して農薬を散布する場合には、「農林水産航空事業の実施について」（平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通達）、「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」及び「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年7月30日付け元消安第1388号農林水産省消費・安全局長通知）、愛知県農林水産航空事業基本方針等に定める事項を遵守し、被害防止を図らなければならない。

（愛知県ゴルフ場農薬適正使用指針の遵守）

第16条 事業者は、農薬を使用する場合には、この要綱に定めるもののほか愛知県ゴルフ場農薬適正使用指針を遵守しなければならない。

（立入検査）

第17条 知事は、この要綱の施行のため、必要に応じ関係職員をゴルフ場に立ち入らせ、農薬の使用状況及び書類その他必要な物件を検査させるものとする。

2 事業者は、前項に規定する検査について、積極的に協力しなければならない。

（指導、勧告）

第18条 知事は、事業者が、この要綱に定める事項に従わなかったときは、当該事業者に対し、必要な措置を講じるよう指導又は勧告をするものとする。

2 知事は、ゴルフ場の排出水中の農薬濃度が指針値を超えたとき、又はゴルフ場の排水口等の下流域に取水口を有する水道の原水中の農薬濃度若しくはゴルフ場内の飲料水中の農薬濃度が目標値を超えたときには、事業者に対し、農薬の使用及び飲料水の安全確保に関し必要な措置を講じるよう指導するものとする。

3 知事は、第2項の場合のほか、ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用及び管理、周辺環境の保全等のため必要があると認めるときは、事業者に対し指導又は勧告を行うものとする。

（氏名等の公表）

第19条 知事は、事業者が正当な理由がなく、指導若しくは勧告に従わないとき、検査を拒み若しくは妨害したとき又は報告をしなかったときは、当該事業者の氏名等を公表するものとする。

（市町村等との連携）

第20条 知事、市町村長及び事業者は、ゴルフ場の農薬使用に関し、相互に情報の交換を行うなど、密接な連携を図るものとする。

（農薬の使用に関する協定の締結）

第21条 市町村長及び事業者は、ゴルフ場の農薬の使用に関して、必要があると認めるときは、協定を締結することができるものとする。

（農薬の使用状況等及び水質測定の結果の公表）

第22条 知事は、各事業者から報告された前年度の農薬の使用状況等及び水質測定の結果を公表する場合は、公表内容を愛知県ゴルフ場農薬適正使用調整会議に諮るものとする。

（その他）

【参考資料】

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月22日から施行し、平成22年9月29日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月18日から施行し、平成27年12月10日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行し、平成29年3月9日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月29日から施行し、令和元年7月30日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月15日から施行する。

(参考)

「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」に規定する指針値について

指針値は随時更新されますので、環境省のウェブページ「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針について」により、最新の情報を確認してください。

https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/golf_guideline.html

特定防除資材の検討対象としない資材一覧

(1) 名称から資材が特定できないもの(別表1)

	資 材 名
1	青草(雑草やわき芽、ハーブなど)
2	油粕
3	アルカリ性ビルダー
4	安定剤
5	いね科植物
6	エビ類
7	オーシャンナーゼ
8	貝化石
9	海水
10	海草(食用のものを除く)
11	海洋深層水から作られた塩
12	核酸関連物質
13	過酸化脂質
14	カツオの魚体
15	カニ類
16	カンフル剤
17	ギンチャク
18	キレート亜鉛
19	キレート鉄
20	鶏骨
21	ケイ素を含む鉱石
22	コーゲンターゼ
23	鉱滓粉末
24	酵素、総合酵素、タンパク質分解酵素
25	高分子ポリマー
26	香料
27	コトニー
28	根粒菌
29	魚、小魚、魚粉
30	魚煮出し分解濃縮液
31	酒粕
32	雑穀
33	山野草
34	CSL(コーンステアープリカー;トウモロコシを浸漬した、コーンスターチの生産過程で生じる副産物)
35	ジークン
36	食品添加物
37	シルクパウダー
38	スモーク油乳化剤
39	洗濯の廃液
40	堆肥
41	竹
42	脱酸素剤
43	多糖類
44	炭酸塩有機酸
45	淡水藻類
46	炭素酸(コークス、無煙炭)
47	中性洗剤
48	直鎖アルキルベンゼン系
49	土

	資 材 名
50	電子エネルギー水、波動水、セラミック水、脱酸素水
51	天然ハーブ精油(食用以外のもの)
52	トマト果実及び葉茎等の残さ
53	南天星
54	乳化剤
55	粘着剤
56	粘土
57	灰(かまどの灰)
58	廃油
59	醗酵モロミ残渣液
60	ハナズボミ
61	微生物培養エキス
62	ビターゼ
63	ビタミン類
64	ヒューミックアシズ
65	微量元素
66	プラスチック
67	風呂の残り湯
68	分散/展着剤(5%)
69	防腐剤
70	保存剤
71	マツ、松の根
72	豆粕(マメカス)
73	ミント類
74	粗穀酢液
75	有機ゲルマニウム
76	有機酸
77	有機溶剤
78	ワックス
79	アミノ酸全般
80	イギス海藻(サンゴ海藻)
81	インスタントコーヒー
82	インドール酢酸
83	カイネチン
84	苦楝皮(クレンピ;センダンの樹皮)
85	月桃(ショウガ科ゲットウ)
86	粉ミルク(スキムミルクを含む)
87	酒類(ビール、ウイスキー、日本酒、ワイン)
88	食用菌類(シイタケ、食用きのこ菌)
89	食用植物油(サラダ油を含みツバキ油を除く)
90	食用天然ハーブ精油
91	食用デンプン類(ばれいしょデンプン、コーンスターチ、米デンプン、麦デンプン)
92	陳皮(ミカンの皮)
93	デキストリン
94	ネギの地上部
95	ビール酵母分解物
96	ヒバの葉
97	ワサビ根茎

注:79~97は平成26年3月28日付けの農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知で追加

(2) 資材の原材料に照らし使用量や濃度によっては農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがあるもの(別表2)

	資材名	別名
1	アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム	AES
2	硫黄	
3	イソプロピルアルコール	IPA、2-プロピルアルコール、イソプロパノール
4	エタノール(酒類を除く)	エチルアルコール
5	エチレングリコール	1,2-エタンジオール、エタン-1,2-ジオール、不凍液
6	塩化ベンザルコニウム	ベンザルコニウム塩化物
7	塩化マンガン	
8	塩基性塩化銅	
9	塩酸	
10	1-オキシ-3-メチル-4-イソプロピルベンゼン	3-メチル-4-イソプロピルフェノール、イソプロピルメチルフェノール
11	オレイン酸ナトリウム	
12	過酸化カルシウム	
13	過酸化水素水	オキシドール
14	過炭酸ナトリウム	
15	過マンガン酸カリウム	
16	ギ酸カルシウム	
17	銀	
18	クレオゾート	グアヤコール
19	クレゾール	
20	コロイド性炭酸カルシウム	
21	酢酸銅	
22	酸化鉛	光明丹(四酸化三鉛)
23	次亜塩素酸カルシウム	高度サラシ粉
24	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ソーダ
25	ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム	
26	ジベレリン	
27	脂肪酸	
28	脂肪酸グリセリド(デカノイルオクタノイルグリセロール)	
29	消石灰	水酸化カルシウム
30	シナナムアルデヒド	
31	水酸化カリウム	
32	水酸化ナトリウム	苛性ソーダ
33	ストレプトマイシン	
34	石灰窒素	シアナミド
35	ソルビタン脂肪酸エステル	
36	ソルビトール	ソルビット
37	炭酸カルシウム	
38	炭酸水素ナトリウム・銅液剤	
39	テトラオレイン酸ポリオキシエチレンソルビット	

	資材名	別名
40	銅イオン水	
41	ナフサグ(α-ナフタリン酢酸)	1-ナフタリン酢酸
42	ナフタリン	ナフタレン
43	二酸化塩素	
44	二酸化ケイ素(シリカゲル)	
45	パラホルムアルデヒド	
46	パントテン酸カルシウム	ビタミンB ₅
47	ヒドロキシプロピルデンブレン	
48	プロピレングリコールモノ脂肪酸エステル	
49	ベンジルアデニン	BA
50	ホウ酸	
51	ポリエチレングリコール	PEG
52	ポリオキシエチレン-5-ラウリルエーテル	
53	ホルクロルフエニユロン	
54	ホルムアルデヒド	ホルマリン
55	メタノール	メチルアルコール
56	硫酸	
57	硫酸銅・生石灰(ボルドー液の原材料)	
58	OYK菌	
59	遺伝子組換え酵母	
60	黄いぼ虫生菌	アッセルソニア菌
61	硬化病菌	
62	光合成細菌	
63	黒きょう病菌	
64	コナガカビ	
65	コナガ顆粒病ウイルス	
66	コブノメイガ顆粒病ウイルス	
67	昆虫疫病菌(ハエカビ類)	
68	昆虫病原菌	
69	昆虫病原性ウイルス(顆粒病ウイルス)	
70	昆虫病原性線虫類	
71	糸状菌	
72	スタイナーネマ・クシダイ	
73	赤色イオウ細菌	
74	線虫捕食菌	
75	タラロマイセス・フラバス	
76	竹林菌	
77	トリコデルマ・ハルジアナム	
78	トリコデルマ・ビリデ	
79	トリコデルマ生菌	
80	ニカメイガ顆粒病ウイルス	
81	ネオジキデス・バービスボラ	

	資 材 名	別 名
82	パーティシリウム・レカニ	
83	パスツーリア・ペネトランス	
84	バチルス・ズブチリス	
85	バチルス・チューリンゲンシス	BT
86	非病原性エルビニアカロトボーラ菌	
87	フォーマ菌	
88	フジダニカビ	ヒルスセラ菌
89	ペキロマイセス・フモソロセウス	
90	ペキロマイセス菌(ペキロマイセス・フモソロセウスを除く)	
91	ペニシリウム属(ペニシリウム・ピラーイ菌等)	
92	ヘミプタルセヌス・バリコルニス	
93	放線菌	
94	ボーベリア・パッシアーナ	
95	ボーベリア属菌(ボーベリア・パッシアーナを除く)	
96	メタリジウム菌	
97	モナクロスボリウム・フィマトバガム	
98	緑きょう病菌	
99	アオバアリガタハネカクシ	
100	オオスズメバチ	
101	キアシナガバチ	
102	キイロスズメバチ	
103	クロスズメバチ	
104	コガタスズメバチ	
105	セグロアシナガバチ	

	資 材 名	別 名
106	フタモンアシナガバチ	
107	モンズズメバチ	
108	スチレンポリマー	
109	石油(灯油)	
110	ドライアイス	
111	パラフィン、パラフィンワックス	
112	漢方原材料(陳皮、苦楝皮、甘草(マメ科カンゾウ)を除く)	
113	大豆サポニン	
114	たばこくず・たばこ抽出物	
115	茶の実及び茶の実の粕	
116	ツバキ油、ツバキ油粕(椿サポニン)、ツバキの種子	
117	ひまし油	
118	木酢タール	
119	アセビ	アシビ
120	アロエ	
121	キラヤ材	シャボンノキ
122	除虫菊	
123	スズラン	
124	<i>Tylophora Asthmatica</i> の葉	
125	ユッカ(リュウゼツラン科)	
126	悪茄子	ワルナスビ
127	珪藻土	
128	動物の尿尿(家畜、うさぎ等を含む)	
129	ひとで	

(3) 法に規定する農薬の定義に該当しないもの(別表3)

	資 材 名	別 名		資 材 名	別 名
1	UV(紫外線)反射フィルム		49	グリセリン	1,2,3-プロパントリオール、グリセロール
2	UVカットフィルム		50	グリセリン脂肪酸エステル	
3	温風		51	ケイ酸カリウム	
4	紙	紙マルチ	52	ケイ酸マグネシウム	
5	抗菌マルチ		53	ケイ酸石灰	
6	昆虫行動制御灯	黄色蛍光灯	54	コハク酸ナトリウム	
7	紫外線投光器		55	酢酸(食酢を除く)	氷酢酸
8	樹幹へのわら巻き		56	硝酸カルシウム	
9	水蒸気		57	第三リン酸ナトリウム	リン酸三ナトリウム
10	水田の水(深水栽培)		58	多価アルコール脂肪酸エステル	ショ糖ラウリン酸エステル
11	太陽熱消毒法		59	尿素	カルバミド
12	多目的防災網		60	ビタミンB ₂	リボフラビン
13	地中加温		61	フマル酸	
14	電撃殺虫器		62	ホウ素及びその化合物(ホウ酸を除く)、ホウ素入りカルシウム	
15	電灯、発光ダイオード等による照明		63	ポリリン酸カリウム	
16	熱湯		64	有機酸カルシウム	
17	粘着板・粘着シート		65	硫酸アンモニウム	硫安
18	爆音器		66	硫酸カルシウム	石膏
19	反射マルチ		67	硫酸マグネシウム	エプソム塩
20	防虫袋	果実袋	68	硫酸マンガン	
21	防虫網、寒冷紗		69	硫酸第一鉄	硫酸鉄(II)
22	水(普通の水)		70	リンゴ酸	
23	溝掘り		71	リンゴ酸ナトリウム	
24	誘蛾灯		72	リン酸剤	リン酸肥料
25	アイガモ		73	アルファルファペレット	
26	アヒル		74	液状活性炭	
27	牛		75	寒天	
28	カエル		76	くず大豆	
29	コイ		77	くず米	
30	スズメ		78	鶏ふん	
31	ドジョウ		79	固形アルコール	
32	羊		80	食用着色料	
33	フナ		81	天照石	見立礫岩
34	ホウネンエビ	オバケエビ、タキンギョ	82	にがり	
35	ヤギ		83	ヒカゲノカズラの胞子	石松子
36	イタリアンライグラス	ネズミギ	84	マーガリン	
37	エンドウ等コンパニオンプラント	共栄作物	85	木工用ボンド	
38	エンバク	オートムギ	86	ろう	
39	ギニアグラス		87	ショウガ	
40	クロタリア	こぶとり草	88	糖類(糖アルコール、糖タンパク質及び少糖類以下の単純糖のみ。トレハロースを含み、ソルビトール(ソルビット)は除く)	
41	ソルゴー	こうりゃん、ソルガム、もろこし	89	ニンニク	
42	マリーゴールド		90	米糠	
43	ラッカセイ	ナンキンマメ	91	弱毒ウイルス	
44	緑肥作物			栄養繁殖や接ぎ木等植物体として使用するもの及び汁液等単に植物体から取り出した形として使用するもの。	
45	EDTA-4Hのカルシウム塩				
46	塩化カルシウム				
47	カリ肥料				
48	クエン酸-3-カリウム	クエン酸トリカリウム			

注:87~91は平成26年3月28日付けの農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知で追加

特定農薬の指定の検討対象とする資材一覧

資 材 名	
1	インドセンダンの実・樹皮・葉
2	ウエスタン・レッド・シーダー(ヒノキ科ネズコ属樹木)蒸留抽出液
3	甘草(マメ科カンゾウ)
4	酵母エキス、クエン酸、塩化カリウム混合液
5	二酸化チタン
6	ヒノキチオール、ヒバ油
7	ヒノキの葉
8	ホソバヤマジソ(シソ科)
9	酒類(焼酎)
10	木酢液、竹酢液

農薬販売者の皆さんへ！

農薬の販売にあたっては、「農薬取締法」が適用されますので、次の事項を守り、農薬の適正な販売について御協力ください。

1 農薬の販売には届出が必要です。

- 農薬及び特定農薬（特定防除資材）を販売する場合、販売所ごとに農薬販売の届出が必要です。
- 特定農薬（特定防除資材）として指定された土着天敵を譲渡する者は、事業所の所在地ごとに農薬販売の届出が必要です。
- インターネット（オークションサイトも含む）で農薬を販売する場合も届出が必要です。
- 新規に販売を始める場合には開始の日までに、販売所を増設した場合は2週間以内に農薬販売届を提出してください。
- 届出事項（会社名、住所、代表者氏名等）を変更した場合には変更届を、農薬の販売を止めた場合は廃止届を、それぞれ2週間以内に提出してください。
- 必要な届出書類の詳細については、提出先に問い合わせてください。

<新規・変更・廃止の各種届出様式>

愛知県農業経営課ウェブページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nogyo-keiei/0000005567.html>

種類	必要な届出書類		書類の提出先
	法人	個人	
新規 ・初めて農薬を販売するとき ・販売所を増設したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬販売届（2部） ・定款又は登記簿謄本（1通） （発行後3か月以内のものを申請者が原本証明すれば、コピーでも可） ・販売所の概要（1部） ・返信用封筒（切手を貼付） 	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬販売届（2部） ・住民票の写し等（1通） （自動車運転免許証の写しでも可） ・販売所の概要（1部） ・返信用封筒（切手を貼付） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎販売所が名古屋市にある場合 →県庁農業経営課へ ◎販売所が名古屋市以外にある場合 →最寄りの農林水産事務所農政課へ
変更 （代表者、住所、名称等が変わった場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬販売変更届（2部） ・販売所の所在地が変わった場合のみ、販売所の概要（1部） ・返信用封筒（切手を貼付） 	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬販売変更届（2部） ・販売所の所在地が変わった場合のみ、販売所の概要（1部） ・返信用封筒（切手を貼付） 	
廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬販売廃止届（2部） ・返信用封筒（切手を貼付） 	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬販売廃止届（2部） ・返信用封筒（切手を貼付） 	

- 「毒物」「劇物」に該当する農薬を販売する場合には、販売所ごとに毒物劇物販売業の登録が必要です。登録を受ける方は事前に最寄りの保健所にご相談ください。

2 農薬は、農林水産省の登録番号のあるもの及び特定農薬を使用してください。

- 「農林水産省登録第〇〇〇号」の表示がある農薬を販売してください。
- 輸入業者が輸入した農薬についても、農薬取締法に基づく登録が無いものは販売できません。

3 農薬以外の薬剤である除草剤（農薬に該当しない除草剤）について、農薬取締法で次に掲げる事項が義務づけられています。

- 農薬に該当しない除草剤を製造・販売する者は容器又は包装に、また、除草剤の小売を業とする者は販売所ごとに、「農薬として使用することができない」旨を表示すること。
- 除草剤には次の2種類がありますので、販売する際には明確に区分してください。
 - ① 農薬に該当しない除草剤 …… ①のみ販売する場合は、届出は不要
 - ② 農薬登録のある除草剤 …… 登録農薬を販売するには、届出が必要
- 販売方法の例
 - ①と②の除草剤は、商品棚・コーナーを区分して陳列・販売する。
 - ①の販売コーナーの見やすい場所に「当該製品は農薬として使用することはできません」と表示する。

4 農薬の種類ごとに仕入れ数量、販売数量等の記録（帳簿）を作成し、最後に記帳した日から3年間保存してください。

- 農薬の種類ごとに、年月日及び仕入れ・販売・在庫数量が分かるように帳簿を作成し、3年間保存してください。

なお、水質汚濁性農薬の場合は、販売先の氏名・住所も併せて記録してください。

〔帳簿の作成例〕

農薬名（〇〇水和剤）

<単位：1袋＝〇〇g>

年 月 日	仕入数量	販売数量	在庫数量	備 考
令和〇〇年 〇月〇日	(袋) 40	(袋)	(袋) 40	
〇月△日		10	30	

- 「毒物」「劇物」に該当する農薬を販売する際には、農薬の「名称及び数量」「販売年月日」「譲受人の住所、氏名及び職業」を記載し、印を押した譲受書の提出を受け、これに基づき帳簿を作成し、5年間保管してください。

5 土着天敵を増殖及び譲渡する者は、増殖規模及び譲渡数量等の記録（帳簿）を作成し、最後に記帳した日から3年間保存してください。

- 土着天敵を増殖を行う者は、増殖を行う規模等を記録し、3年間保存してください。

〔帳簿の作成例〕

土着天敵の名称：〇〇〇〇

年 月 日	適 用	在庫数量（頭）
令和〇年〇月〇日	増殖開始	100
令和〇年〇月〇日	確認	80
令和〇年〇月〇日	増殖終了	800

- 増殖した土着天敵を譲渡する者は、譲渡年月日、譲渡先、譲渡量を記載し、3年間保存してください。

〔帳簿の作成例〕

土着天敵の名称：〇〇〇〇

譲渡年月日	譲渡先（所在地）	譲渡数量（頭）	在庫数量（頭）
令和〇年〇月〇日	〇〇農園（〇県〇市〇番地）	100	500
令和〇年〇月〇日	〇×農園（〇県△市〇番地）	200	300

6 保管庫及び陳列棚の農薬が、紛失・盗難に遭わないよう、厳重に管理してください。また、農薬でない商品とは区分して、適切に陳列・保管してください。

- 保管庫及び陳列棚の農薬の紛失・盗難防止のため、農薬の保管等については施錠できる施設で適切な管理を行ってください。また、毒物・劇物については「医薬用外」「毒物」「劇物」の文字を表示してください。
- 他の商品（食品、不快害虫用薬剤、農薬でない除草剤、等）と区分して陳列、保管して下さい。
- 温度の高い所、光を受ける所、湿度の高い所には保管しないようにしてください。
- 農薬の紛失・盗難に気付いた場合、直ちに警察に連絡してください。

7 農薬取締法の最新情報は、農林水産省のウェブページを参照してください。

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>

（連絡先）

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県 農業水産局 農政部 農業経営課

環境・植防・肥料農薬取締グループ 電話052-954-6411（ダイヤルイン）

（毒物・劇物に関することは、最寄りの保健所へご相談ください。）

農薬として使用することができない除草剤 の販売・使用に関するお願い

？「農薬」とは

- 農作物等を害する病害虫の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤や農作物等の生理機能の増進・抑制に用いられる成長促進剤等の薬剤をいいます。
- 国がその品質や効果、残留などを審査し、定められた使用方法により、農作物や環境などへの安全性が確認されたものを、農林水産省が登録します。
- 登録農薬には、容器・包装に『農林水産省登録第〇〇〇〇〇号』の記載があります。

？「農薬として使用することができない除草剤」とは

道路、駐車場、グラウンド等において、農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培・管理の目的以外で使用される除草剤です。

☑ 容器・包装への表示義務

除草剤の容器・包装に「農薬として使用することができない」旨の表示が必要！



☑ 店頭における表示義務

店舗の見やすい場所に「農薬として使用することができない」旨の表示が必要！

！ 販売者へのお願い



「農薬」と誤解して購入されないよう、「農薬として使用することができない」旨を、商品や店舗において、分かりやすく表示、陳列してください。

分かりやすい表示例

こちらの商品は、農薬として使用することができません。農作物や庭木・花き等の植物の栽培・管理には使用できません。

誤解を受けやすい表示例

こちらの除草剤は、非農耕地専用です。
農耕地には使用できません。



☆インターネットで販売する場合☆
販売サイト上で農薬として使用できない旨を記載するなど、分かりやすい情報提供をお願いします。

1

店頭での表示

- ・農薬ではありません。
- ・農作物や庭木・花き等植物の栽培・管理には使用できません。

2

商品での表示



3

農薬と区別し陳列



！ 購入者・使用者へのお願い



農薬に該当しない除草剤を、農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培管理のために使用することは、農薬取締法で禁止されておりますので、ご注意下さい。



MAFF

(問い合わせ先) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室
電話番号：03-3501-3965

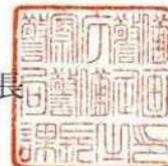
(写)



警察庁丁備企発第186号
令和4年9月22日

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長 殿

警察庁警備局警備企画課長



爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた販売業者等がとるべき措置の周知・指導の徹底に関する依頼について

標記の件について下記のとおり依頼するので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

警察庁では、貴省に「爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた販売業者等がとるべき措置の周知・指導の徹底に関する依頼について」（平成30年12月19日付け警察庁丁備企発第258号）を発出し、これを受け、貴省におかれては、各都道府県肥料担当主務部（局）長等に対して「爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた肥料販売業者等がとるべき措置の周知・指導の徹底について」を発出され、肥料販売業者等がとるべき措置の周知・指導をされているものと承知している。

しかしながら、本年7月8日、安倍晋三元内閣総理大臣が街頭演説中に銃撃を受け、殺害されるという重大事案が発生したところ、使用された爆発物については、インターネットを通じ調達した化学物質で製造された旨が報じられているほか、近年においても、国内で手製の爆発物や爆薬を製造・所持する事件が複数発生しており、今後、爆発物を使用したテロ等違法行為が行われる可能性は否定できない。

爆発物の原料となり得る化学物質の適正な管理と爆発物を使用したテロ等の未然防止を更に推進するため、貴省におかれては、各都道府県肥料・農薬担当主務部（局）長、肥料・農薬関係団体等に対して、警察官からその職務上、肥料の生産・輸入・販売業者又は農薬の製造・輸入・販売者に係る名簿の閲覧請求があった場合には協力すること及びこれらの者が別添の措置をとるように周知・指導することの2点を徹底するよう改めて働き掛けていただきたく、格段の配慮をお願いする。



別添

- 1 爆発物の原料となり得る化学物質（塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム）について、関係法令に基づく譲渡手続や交付制限及び譲渡の記録に関する書面（電磁的記録を含む。）の適切な保管等の遵守並びに盗難・紛失防止対策の強化を図るなど、適正な管理を徹底すること。
- 2 上記化学物質の取引に際しては、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認を確実に行うとともに、特にインターネットを利用した販売を行う場合には、本人性を確実に確認するための措置を講じること。
- 3 上記化学物質の取引に際し、通常取引がないのに大量に購入しようとする者、不自然に連続して購入しようとする者、又は氏名、住所若しくは使用目的等を明らかにすることを拒否し若しくはあいまいにする者など、顧客に不審な動向がある場合には、当該顧客に係る情報（人定事項、電話番号等連絡先又は車両ナンバー等）を把握し、さらに、安全な取扱に不安があると認められる顧客に対しては、販売を差し控えること。
- 4 上記化学物質の盗難・紛失事案が発生した場合や、3に該当する顧客など不審動向が認められる場合には、速やかに警察に通報するとともに、不審点解明に向けた必要な情報提供を行うこと。

農薬使用者のみなさん

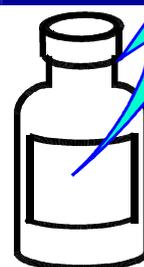
農薬ラベルをよく確認しましょう！ 農薬の飛散防止に努めましょう！

1 使用前に農薬ラベルをよく確認しましょう。

- 農林水産省の登録農薬または特定農薬であることを確認しましょう。（登録農薬は農林水産省登録第〇〇〇号と表示）
農薬として登録されていないのに、「病気が治る」「虫がつかない」などと農薬と同じ効能をうたっている疑わしい資材は使用できません。
- 使用前に、ラベルの内容（適用作物、総使用回数、使用量又は希釈倍数、使用時期など）を確認しましょう。
- 最終有効年月を過ぎた農薬は使用しないようにしましょう。
- ケルセン、ベンゾエピン等の販売禁止農薬は使用できません。

※ 農産物直売所に出荷を行う生産者も適用作物を確認しましょう。

農林水産省登録
第〇〇〇号



2 農薬の飛散防止に努めましょう。

散布することをまわりの栽培者に必ず伝えましょう。日頃からコミュニケーションをとるなど、地域の農業者同士の連絡を密にしておくことが重要です。

散布時の対策

- まわりの作物をネットやシートなどで遮へいしたり一時的に覆いましょう。
- 飛散しにくい剤型（粒剤等）の農薬を選びましょう。
- まわりの作物にも登録のある農薬を選びましょう。
- 風のないときや弱いときを選び、風向に気をつけましょう。
- タンクやホースは洗いもれがないようきれいに洗い、農薬が残らないようにしましょう。



3 住宅地及びその近接地域での農薬使用はなるべく避けましょう。やむを得ず使用する場合は、近隣への情報提供に努めましょう。

- 公園や街路樹等、普段から人が来訪、通行する場所で病害虫防除を行う場合は、平成22年5月に環境省が策定した「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」を参考にして、農薬を使用しない防除や飛散防止対策等を実施しましょう。
- 住宅地及びその近接地域の農地における病害虫防除は、まず農薬を使用しない方法を考えましょう。やむを得ず農薬を使用する場合は、病害虫の発生状況に応じて農薬を選び、必要最小限の量及び区域にとどめ、農薬の飛散防止に努めましょう。
- 農薬散布計画を事前に周知したり、散布時・散布後は看板を立てるなど必要な情報を提供しましょう。特に、子供の活動場所や化学物質に敏感な人の居住場所などでは農薬散布による健康影響が生じないよう、最大限の配慮をしましょう。

4 農薬の使用状況を帳簿に記載しましょう。

- 農薬使用状況を把握・確認するため、使用記録をつけましょう。

{ 使用年月日 使用場所 使用農作物名 }
 { 農薬の種類又は名称 使用量又は希釈倍数 }



- 使用記録以外に、保管状況、使い残しの農薬および空き容器の処理状況、使用器具の管理状況、事故が発生した時はその状況なども作業日誌に記録しましょう。

5 農薬は、安全な場所に鍵をかけて保管しましょう。

- 農薬は、「毒物」「劇物」とそれ以外を区別して、鍵のかかる所に保管しましょう。
- 「毒物」「劇物」に該当する農薬の保管庫には、「医薬用外」の文字と、「毒物」又は「劇物」と表示しましょう。
- 農薬散布の準備中も、畑やハウス、自動車などに安易に放置せず、適切に管理しましょう。
- 農薬の紛失・盗難に気付いた場合、直ちに警察に連絡しましょう。



6 農薬による環境への影響に注意しましょう。

- 農薬による環境への危害を防止しましょう。
 - ・ 土壌くん蒸剤などガス化する農薬を使用する場合は、確実に被覆などの措置をしましょう。
 - ・ 使用後の残液は用水・河川などに流さず、適切に処理しましょう。
 - ・ 桑園、養蜂地域などへの農薬の飛散防止に十分留意するとともに、危被害がないよう、少なくとも散布2週間前に養蜂組合等に連絡しましょう。
 - ・ 水田で農薬を使用する場合、7日間の止水期間を守りましょう。



7 農薬の調製・散布時には、防除衣、マスク、手袋、メガネを着用しましょう。

- 農薬散布時は次のことに注意しましょう。
 - ・ 肌が露出しない服装で散布しましょう。 ・ 作業途中の喫煙・飲食は控えましょう。
 - ・ 手袋は、ゴム又はビニール製のものを使用しましょう。
 - ・ 農薬散布専用のマスク、農薬の種類に対応したメガネを着用しましょう。
- 体調のすぐれない時や疲れている時は、散布作業をしないようにしましょう。

8 農薬散布後は、体をよく洗い、衣服を取り替えましょう。

- 作業後は、手・足・顔だけでなく、体全体を石けんでよく洗うとともに、眼も水で洗い、作業期間は衣服を毎日取り替えましょう。
- 作業後は、飲酒をひかえ、睡眠を十分取りましょう。
- 衣服は、他の衣服と区別して、洗濯しましょう。



9 農薬の空容器、空袋、不用農薬は適正に処理しましょう。

- 使用後の空容器は必ず3回以上洗いましょう。
- 散布液は使い切るようにして、用水や河川に流さないようにしましょう。
- 農薬の空容器、空袋や有効期限が過ぎたなどの理由で不用になった農薬は産業廃棄物処理業者に委託するなど適正に処理しましょう。

問い合わせ先

愛知県農業水産局農政部農業経営課 環境・植防・肥料農薬取締グループ 052-954-6411(ダイヤル)

最寄りの農林水産事務所農業改良普及課

尾張農林水産事務所農業改良普及課	052-961-8093	豊田加茂農林水産事務所農業改良普及課	0565-32-7509
同課 稲沢駐在室	0587-21-2511	新城設楽農林水産事務所農業改良普及課	0536-62-0546
海部農林水産事務所農業改良普及課	0567-55-7611	同課 新城駐在室	0536-23-2172
知多農林水産事務所農業改良普及課	0569-21-8111(代)	東三河農林水産事務所農業改良普及課	0532-35-6552
西三河農林水産事務所農業改良普及課	0566-76-2400	同 田原農業改良普及課	0531-22-0381
同課	岡崎駐在室 0564-53-1552		
同課	西尾駐在室 0563-57-4154		

農薬による被害が発生しています！ 養蜂家への情報提供をお願いします！

農薬取締法に係る愛知県ゴルフ場農薬適正使用指針により、農薬散布によりみつばち群に被害を及ぼすおそれのあるときは、事前に養蜂組合及び周囲の養蜂家に情報提供することが義務付けられています。

なお、農薬のラベルには使用方法や注意事項等が記載されています。蜜蜂への影響がラベルに記載された農薬を使用する場合は、被害低減のため、**予め、情報提供（※）**をお願いします。



農薬の影響

幼虫が羽化できなくなり、蜂の数が減少していく場合があります。最悪の場合、蜂群が全滅してしまうことも…
蜂が減る程、蜂蜜も採れなくなるので、養蜂家には深刻な問題です。

養蜂家での対策

事前に農薬の種類や散布時期を知ることで、養蜂家側で対策をすることが可能です。



愛知県の養蜂

愛知県は近代養蜂発祥の地といわれ、多くの養蜂家が蜂蜜を生産しています。

〈愛知県の飼育状況〉
戸数：372戸、群数：5,284群
(2024年1月1日時点)
蜂蜜の生産量：111千kg
(2023年次)



蜜蜂は採蜜だけでなく、花粉交配の担い手として作物・果樹の生産のためにも欠かせない存在です。

多くの蜂が死亡していた場合、原因の特定のため検査が必要になり、養蜂家の負担が増加します。



(蜜蜂の死骸)



(蜜蜂の検査)

(※) 養蜂組合の連絡先が分からない場合は、地域の農林水産事務所（農政課畜産担当）、名古屋市内は畜産課へお問い合わせください。

- 尾 張農林水産事務所：052-961-1599
- 海 部農林水産事務所：0567-24-2152
- 知 多農林水産事務所：0569-21-8111
- 西 三 河農林水産事務所：0564-27-2726
- 豊田加茂農林水産事務所：0565-32-7363
- 新城設楽農林水産事務所：0536-62-0545
- 東 三 河農林水産事務所：0532-35-6166



愛知県 農業水産局畜産課 生産・流通グループ
電 話：052-954-6426
ファックス：052-954-6934

25農経第297号
25水地環第91号
25環活第104号
平成25年6月6日

関係部局長殿

農林水産部長
環境部長

住宅地等における農薬使用について（通知）

住宅地等における農薬の適正使用を推進し、人畜への被害防止や生活環境の保全を図るため、平成25年4月26日付け25消安第175号及び環水大土発第1304261号で農林水産省消費・安全局長及び環境省水・大気環境局長から別添のとおり通知がありました。

については、農薬の散布を行う土地・施設等の管理者、病虫害駆除の責任者、農薬使用委託者、農薬使用者等が、本通知に基づき住宅地等において農薬を適正に使用されるよう、関係機関、関係団体等への周知をお願いします。

なお、植栽管理に係る役務については、「平成25年度愛知県環境物品等調達方針」において「特定調達物品」に定められているため、委託する役務が環境物品等に該当するよう、植栽管理の実施にあたっては、本通知の遵守をお願いします。

また、各市町村及び別紙に掲げる関係団体等に対しては別途通知しました。

担当 農業経営課環境・植防グループ
電話 052-954-6411
内線 3668
FAX 052-954-6931

担当 水地盤環境課規制・土壌グループ
電話 052-954-6225
内線 3057
FAX 052-961-4025

担当 環境活動推進課調整・環境配慮行動グループ
電話 052-954-6241
内線 3021
FAX 052-954-6914

25 消安第 175 号
 環水大土発第 1304261 号
 平成 25 年 4 月 26 日

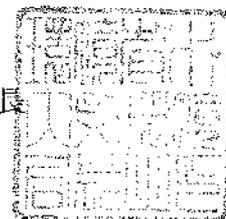
愛知県知事 殿



農林水産省消費・安全局長



環境省水・大気環境局長



住宅地等における農薬使用について

農薬は、適正に使用されない場合、人畜及び周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。特に、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等（以下「住宅地等」という。）において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないように、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。

このため、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）第 6 条において、「住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない」と規定するとともに、「住宅地等における農薬使用について」（平成 15 年 9 月 16 日付け 15 消安第 1714 号農林水産省消費・安全局長通知）及び「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号・環水大土発第 070131001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）において、住宅地等で農薬を使用する者が遵守すべき事項を示し、関係者への指導をお願いしてきたところである。

しかしながら、依然として、児童・生徒が在校中の学校や開園時間中の公園、庭園等で農薬が散布された事例、街路樹等に対し害虫の発生状況にかかわらず一定の時期に決まった農薬が散布されている事例、周辺住民に事前の通知がないままに農薬が散布された事例等が報告されており、地方公共団体の施設管理部局、庭園、緑地等を有する土地・施設等の管理者等に本通知の趣旨が徹底されていない場合があると考えられる。

については、住宅地等における農薬の適正使用を推進し、人畜への被害防止や生活環境の保全を図るため、下記の事項について貴職の協力を要請する。また、別添のとおり関係府省宛てに通知したところであり、貴管下の施設管理部局、農林部局、環境部局等の間においても緊密な連携が図られるよう配慮いただくとともに、貴管内の市区町村においても同

様の取組が行われるよう、市区町村に対する周知・指導をお願いする。

なお、本通知の発出に伴い、「住宅地等における農薬使用について」（平成19年1月31日付け18消安第11607号・環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）は廃止する。

記

1 住宅地等における農薬使用に際しての遵守事項の指導

農薬使用者、農薬使用委託者、殺虫、殺菌、除草等の病害虫・雑草管理（以下「病害虫防除等」という。）の責任者、農薬の散布を行う土地・施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）（以下「農薬使用者等」という。）に対して別紙の事項を遵守するよう指導すること。

2 地方公共団体が行う病害虫防除における取組の推進

貴地方公共団体が管理する施設における植栽の病害虫防除等が、別紙の1を遵守して実施されるよう、施設管理部局及びその委託を受けて病害虫防除等を行う者に徹底すること。取組に当たっては、以下のような地方公共団体における取組事例を参考としつつ、状況に応じ効果的に行うこと。

- (1) 植栽管理の業務の委託に当たり、当該業務の仕様書において、農薬ラベルに表示された使用方法の遵守、周辺住民等への周知、飛散低減対策の実施、農薬の使用履歴の記帳・保管等、別紙の1に掲げる事項を業務内容として規定する。
- (2) 入札の資格要件として、当該業務の実施上の責任者が、当該地方公共団体が指定する研修を受けていること又は当該地方公共団体が指定する資格（農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザー、緑の安全管理士、技術士（農業部門・植物保護）等）を有していることを規定する。
- (3) 地方公共団体の施設管理部局の担当者が、本通知の周知・徹底を目的とした研修に定期的に参加する。

また、植栽管理に係る役務については、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号））に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成25年2月5日変更閣議決定）において、「特定調達品目」に定められており、「住宅地等における農薬使用について」の規定に準拠して病害虫防除等が実施されることが環境物品等に該当するための要件とされている。このため、庁舎管理の担当者は、グリーン購入法の趣旨を踏まえ、委託する役務が環境物品等に該当するよう、植栽管理において本通知の遵守の徹底に努めること。

3 相談窓口の設置等の体制整備

健康被害を引き起こしかねない農薬の不適正な使用に関して周辺住民等から相談があった場合に、農林部局及び環境部局をはじめ関係部局（例えば、学校にあっては教育担当部局、街路樹にあっては道路管理担当部局）が相互に連携して対応できるよう、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備すること。

別紙

住宅地等における病害虫防除等に当たって遵守すべき事項

1 公園、街路樹等における病害虫防除に当たっての遵守事項

学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における病害虫防除等に当たっては、次の事項を遵守すること。なお、農薬の散布を他者に委託している場合にあつては、当該土地・施設等の管理者、病害虫防除等の責任者その他の農薬使用委託者は、各事項の実施を確実なものとするため、業務委託契約等により、農薬使用者の責任を明確にするとともに、適切な研修を受講した者を作業に従事させるよう努めること。

- (1) 植栽の実施及び更新の際には、植栽の設置目的等を踏まえ、当該地域の自然条件に適切し、農薬による防除を必要とする病害虫が発生しにくい植物及び品種を選定するよう努めるとともに、多様な植栽による環境の多様性確保に努めること。
- (2) 病害虫の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病害虫被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。
- (3) 病害虫の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためやむを得ず農薬を使用する場合（森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）に基づき周辺の被害状況から見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。）は、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の部位及び区域における農薬散布にとどめること。また、可能な限り、微生物農薬など人の健康への悪影響が小さいと考えられる農薬の使用の選択に努めること。
- (4) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づいて登録された、当該植物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (5) 病害虫の発生前に予防的に農薬を散布しようとして、いくつかの農薬を混ぜて使用するいわゆる「現地混用」が行われている事例が見られるが、公園、街路樹等における病害虫防除では、病害虫の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためにやむを得ず農薬を使用することが原則であり、複数の病害虫に対して同時に農薬を使用することが必要となる状況はあまり想定されないことから、このような現地混用は行わないこと。
なお、現に複数の病害虫が発生し現地混用をせざるを得ない場合であっても、有機リン系農薬同士の混用は、混用によって毒性影響が相加的に強まることを示唆する知見もあることから、決して行わないこと。
- (6) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、農薬の飛散を抑制するノズル（以下「飛散低減ノズル」という。）の使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (7) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、

使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。さらに、立て看板の表示、立入制限範囲の設定等により、散布時や散布直後に、農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置すること。

- (8) 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。病虫害防除を他者に委託している場合にあっては、当該記録の写しを農薬使用委託者が保管すること。
- (9) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
- (10) 以上の事項の実施に当たっては、公園緑地・街路樹等における病虫害の管理に関する基本的な事項や考え方を整理した「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」（平成22年5月31日環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室）に示された技術、対策等を参考とし、状況に応じて実践すること。

2 住宅地周辺の農地における病虫害防除に当たっての遵守事項

住宅地内及び住宅地に近接した農地（市民農園や家庭菜園を含む。）において栽培される農作物の病虫害防除に当たっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 病虫害に強い作物や品種の栽培、病虫害の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網の設置、機械除草等の物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。
- (2) 農薬を使用する場合には、農薬取締法に基づいて登録された、当該農作物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (3) 粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用するか、液体の形状で散布する農薬にあっては、飛散低減ノズルの使用に努めること。
- (4) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (5) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。
- (6) 農薬を使用した年月日、場所及び対象農作物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管するこ

- と。
- (7) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
- (8) 以上の事項の実施に当たっては、都道府県等の防除関係者や農業者向けの「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針」(平成17年9月30日農林水産省消費・安全局植物防疫課)や、農薬の飛散が生じるメカニズムやその低減に有効な技術を取りまとめた「農薬飛散対策技術マニュアル」(平成22年3月農林水産省消費・安全局植物防疫課)も参考とすること。



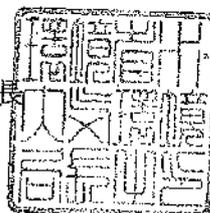
25消安第175号
環水大土発第1304261号
平成25年4月26日

関係府省庁 宛

農林水産省消費・安全局長



環境省水・大気環境局長



住宅地等における農薬使用について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事宛てに通知したので御了知ありたい。

ついては、貴府省庁及び貴府省庁の地方支分部局及び施設等機関の敷地内及び貴職の管理する土地等のうち、住宅地等に近接する場所において農薬を使用される場合には、必要な措置を講じていただくようお願いする。

また、貴府省庁所管の独立行政法人等の関係機関においても同様の措置が講じられるよう指導いただくとともに、貴府省庁の所管する分野においても、本通知を踏まえて農薬が適切に使用されるよう、各都道府県の関係部局及び関係団体に対し、関係者への周知の徹底を指導いただきたい。

農薬飛散による健康被害を防ぎましょう

住宅地等における

農薬使用について

農薬は、植物の病気や害虫の防除、除草などにおいて有効な資材ですが、飛散すると人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。特に、化学物質過敏症の方、化学物質に対する感受性の高い子どもや妊婦の方に**健康被害が生じないよう配慮**することが大切です。

近年、学校、保育所、病院、公園、住宅地内及びその周辺で使用された農薬の飛散を原因とする、住民、子ども等の健康被害の訴えの事例が増えるようになっていきます。

これらの場所やその周辺での、病虫害や雑草の防除は、まずは**農薬を使用しない方法**を考えましょう。

病虫害の発生状況を踏まえ、やむを得ず農薬を使用する場合は、周辺住民へ**事前に周知**するなど健康被害防止に努め、**周辺に飛散させない**ように最大限の配慮をしましょう。

特に注意を要する場所

学校、保育所、病院、公園、住宅地の敷地内とその周辺の樹木、芝生、農地（家庭菜園を含む）



学校



樹木



芝生



農地（家庭菜園）



病院

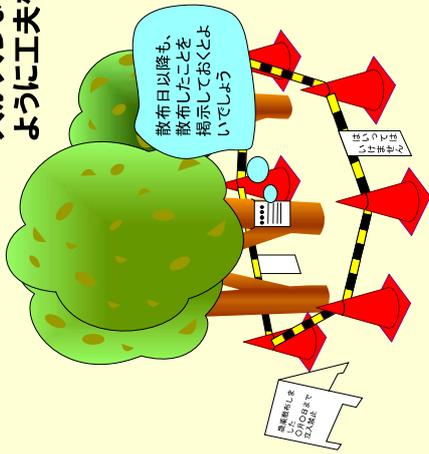


公園



住宅地

人が入らないように工夫を



2 公園等で農薬を使用する場合は、農薬ラベルの安全使用上の注意事項を確認し、散布中や散布後に散布区域内に関係者以外の人が入らないよう、立て看板などを設置するなど、危害防止対策をとりましょう。

3 可能な限り、病虫害が発生した部分だけの散布にしましょう。また、可能な限り、人への健康影響が小さいと考えられる農薬を選択しましょう。

4 公園等では病虫害の発生状況をよく確認し、必要のない農薬の混合使用は避け、必要のない農薬の混合使用は、薬剤同士の混合使用は決して行わないようにしましょう。

5 早朝など無風または風が弱いときに散布を行い、散布時は常に風向きノズルの向き等に注意しましょう。

6 農薬使用後は、使用履歴（年月日、場所、対象植物、使用農薬名、使用量、希釈倍数）を記載し、一定期間保管しましょう。

農薬散布により、次のような健康影響が出るおそれがあります。

- めまい、吐き気、頭痛、全身の疲労感など
- 参考：「農薬中毒の症状と治療法 第18版」 農薬工業会発行
公益社団法人 緑の安全推進協会のホームページから閲覧できます
<http://www.midori-kyokai.com/yorozu/tyuudoku.html>

散布作業中や散布後に異常を感じた場合は、最寄りの医療機関にご相談ください。健康相談は、最寄りの県保健所でも行っています。

公園、街路樹等の樹木類に対する病虫害防除の参考資料

- 「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日 農林水産省・環境省通知）
http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n.tekisei/jutakuti/pdf/20130426_jutakuch.pdf
→ 防除を業者委託する場合は、上記通知で示された遵守事項を反映させましょう。
- 「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」（環境省 水・大気環境局土壌環境課 農業環境管理室）
https://www.env.go.jp/water/dojo/nouyaku/hisan_risk/manual11_kanri.html
- 「樹木等の病虫害防除に関する手引」（公益社団法人 緑の安全推進協会）
<http://www.midori-kyokai.com/pdf/jyumoku-tebikiB.pdf>

★ 農薬の適正使用に関する問い合わせ先
最寄りの農林水産事務所農薬改良普及課

尾張農林水産事務所農薬改良普及課	052-961-8093	豊田加茂農林水産事務所農薬改良普及課	0565-32-7509	
同課	0587-21-2511	新城設楽農林水産事務所農薬改良普及課	0536-62-0546	
海部農林水産事務所農薬改良普及課	0567-55-7611	同課	0536-23-2172	
知多農林水産事務所農薬改良普及課	0569-21-8111(代)	東三河農林水産事務所農薬改良普及課	0532-35-6552	
西三河農林水産事務所農薬改良普及課	0566-76-2400	同	田原農薬改良普及課	0531-22-0381
同課	0564-53-1552	同		
同課	0563-57-4154	同		

農薬水産局農政部農業経営課 環境・植防・肥料農薬取締グループ 電話 052-954-6411（ダイヤルイン）

「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」について

1 概要

平成22年5月に環境省の水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室が策定したマニュアルで、農薬をできる限り使わないよう管理することを前提に、どうしても農薬を使用しなければならない場合の周辺住民等への健康被害を回避するための留意事項を掲げたものである（令和2年5月改訂）。

2 マニュアルで示された農薬使用を減らすための措置

- ・植栽の前に病害虫に強い樹木・品種をできるだけ選ぶこと
- ・病害虫や雑草の早期発見に努めること
- ・農薬の定期的散布をやめること（被害を確認した上で散布）
- ・農薬以外の物理的防除を優先して行うこと（捕殺や部分除去など）

3 農薬散布時の立入制限範囲の設定（マニュアル27ページから抜粋）

農薬散布開始から散布終了後の農薬が乾くまでの間として、下表のとおり設定。

農薬の種類	農薬使用場所 ¹⁾	対象 (中木:4m程度、 高木:9m程度)	液剤散布の向き	立入制限範囲 (散布区域からの距離)
フェニトロチオン	公園	中木	横向	5m
		高木	横向	5m
	街路樹	中木	吹上	25m ²⁾
		高木	横向	5m
トリクロルホン イソキサチオン	公園	中木	横向及び吹上	5m
		高木	横向	25m ³⁾
	街路樹	中木	吹上	25m
		高木	横向	5m
エトフェンプロックス	公園	中木	横向及び吹上	5m
		高木	横向	5m
	街路樹	中木	吹上	3.5m
		高木	横向	3.5m
グリホサート	公園	雑草	通常	5m

1) 公園：入園者及び隣接住宅等居住者を想定。

街路樹：通行者を想定。隣接住宅等居住者は公園に準ずる。

2) 風速が平穏から軽風（風速<1.5m/s）の場合は10m。

3) 風速が平穏から軽風（風速<1.5m/s）の場合は5m。

※ 登録内容が変更になる場合があるので、使用前に農薬ラベルの適用作物を確認すること。

○マニュアルの掲載ウェブページ

https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manual1_kanri.html

ドローンを正しく使って、省力的に防除しましょう!

正しく使って、しっかりと省カ!
みんなが安心!

ドローン散布 安全チェック ブック



チェック項目
一覧表付き

お問い合わせ先

公益社団法人
緑の安全推進協会

〒101-0047 東京都千代田区神田3-3-4
TEL.03-5209-2511 FAX.03-5209-2513
www.mldori-kyokai.com

公益社団法人
JCPA農業工業会

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-3-6 京和ビル4階
TEL.03-5649-7191 FAX.03-5649-7245
www.jcpa.or.jp

協力

一般社団法人

農林水産航空協会

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 堀崎ビル4階
<https://www.j3a.or.jp/>

◎ 農薬に関する相談や、農薬の安全性と適正使用
などに関する講師派遣のお問い合わせは
(公社)緑の安全推進協会 TEL.03-5209-2512

ドローン散布は、農作業の効率化に期待が高まる一方で、トラブルの報告事例も増加しています。作物や作業者への危険や損害を防ぐため、散布前には必ず安全チェックを行いましょう!

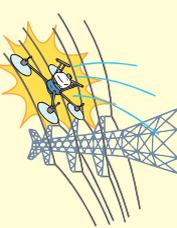
✓チェック1：ドローンの登録と点検

使用するドローンは国への機体登録が必要です。接触や墜落による事故を防ぐため安全点検を十分に行い、飛行計画をしっかり立てましょう。



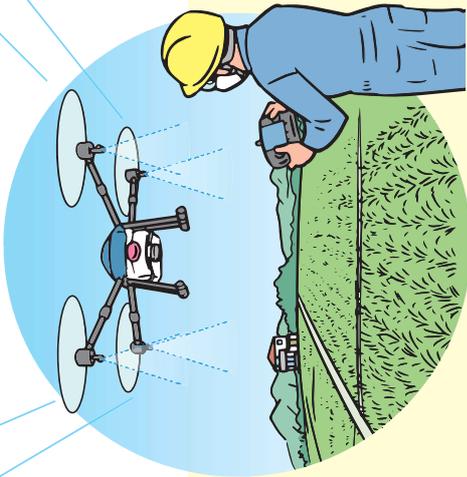
✓チェック2：周辺の安全に配慮

ドリフト被害や接触事故を防ぐため、散布前には圃場周辺と天候の状況をチェックしましょう。



✓チェック4：作業者の安全を第一に

薬液調製やドローン操作の際は、適切に保護具を着用しましょう。体調と熱中症にも注意しましょう。



✓チェック3：使用薬剤を正しく選ぶ

ドローン散布の登録を取得した薬剤を選び、ラベルをよく確認し適正な使用方法を遵守しましょう。



✓チェック5：散布後の後片づけも忘れずに

農薬使用後も、作業者の安全と環境への配慮を。洗浄や廃棄など、しっかりと後片づけをしましょう。



ドローン散布においても、
農薬の適正使用を心がけましょう!

以下の二次元コードから、農薬の適正使用に関する各種リーフレットがご覧いただけます。是非ご利用ください。

周辺への配慮や、
飛散防止について...
農薬ラベルの読み方や、
使い方について...

「飛散防止の
ポイント」
「農薬を正しく使って
確かな収穫」



もしトラブルが発生してしまったら、
速やかに関連機関に連絡しましょう!



❶ **農薬に係るトラブルは...**
ドリフト、河川への流出等、農薬に係るトラブルが起こった場合は、実地地区の都道府県農薬指導部局(病害虫防除所等)へ速やかに連絡してください。

❷ **ドローンに係るトラブルは...**
ドローンの墜落、紛失、衝突等飛行に係るトラブルはホームページ(下記)からか、飛行許可を取った地方航空局保安部の運用課、又は空港事務所へ速やかに連絡してください。



【事故等の報告はこちらから】
ドローン情報基盤システム(DIPSS)2.0
<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>

散布トラブルを未然に防ぐために、「安全チェック」はしっかりと!

安心・安全なドローン散布のために。裏面でチェック!

準備から後片づけまで。ドローン散布を安全に行うために、必ずチェックしましょう！

ドローン関連のチェック！

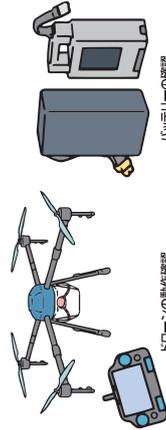
- 【事前の準備（飛行計画）】
- ドローンの機体登録、登録番号表示等を行っていますか？
 - オペレーターはドローンでの農業散布訓練を受けていますか？
 - 農業散布のための飛行の許可申請は行いましたか？
 - ドローンの定期点検は行っていますか？

【申請・登録・通報はHPから】
ドローン情報登録システム(DIPS)2.0
<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>



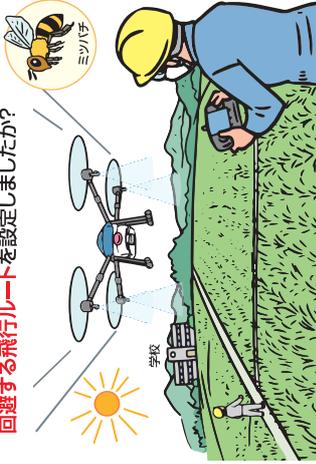
【散布当日】

- 使用するドローンは、日常点検の飛行前点検を行いましたか？ [モーター、電気系統、ローター等]
- バッテリーの充電状態を確認しましたか？
- 予備バッテリーは準備していますか？
- 散布に使用する薬剤の登録内容を確認しましたか？



周辺の安全をチェック！

- 【事前の準備】
- 散布区域の作業地図を用意しましたか？
 - 散布地区周辺への住民に通知しましたか？
 - 散布日の天気予報・風向きを確認しましたか？
 - ドリフトの危険性があるものを確認しましたか？
[周辺の他作物、学校、自動車、河川・水源]
[家畜、ミツバチ]
 - 飛行障害物（電線等）の確認と、回避する飛行ルートを設定しましたか？



【散布当日】

- 風向き・風速の問題はないですか？
また、風下に他作物・有機圃場はありませんか？
- 第三者の立ち入りを制限しましたか？
- 止水管理は行いましたか？（水田の場合）



使用薬剤のチェック！

- 【事前の準備】
- 薬剤の登録内容をチェックしましたか？
[作物名、使用時期・回数、希釈倍数、処理量]
 - ドローン散布に適した薬剤*を選びましたか？

*「無人航空機による散布(滴下)」や「無人ヘリコプターによる散布(滴下)」または「散布」の記載がある場合は、ドローン散布が可能です。ただし、「空中散布」と記載されているものは有人ヘリでの散布になるため、ドローン散布ができませんのでご注意ください。

■「無人航空機による散布」の登録記載例

ドローンや無人ヘリ散布を前提とした、高濃度少量散布の登録。

例1) ○○○○フロアブル

作物名	適用病害虫名	総回数	使用量	散布方法	使用時期	使用回数
稲	いもち病	8回	0.8g/10a	無人航空機による散布	7日前	2回

■「粒剤散布、フロアブル(原液滴下等)」の登録記載例

使用の際は、適切な機体やタッチメントを選択しましょう。

例2) □□□□粒剤

作物名	適用病害虫名	使用量	散布方法	使用時期	使用回数
稲	ウンカ類	3kg/10a	散布	14日前	2回

例3) △△△△フロアブル

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	使用回数	散布方法
移圃水稲	水田一年生雑草など	500ml	移植後から7月上旬	1回	原液水散布、あるいは機体による滴下

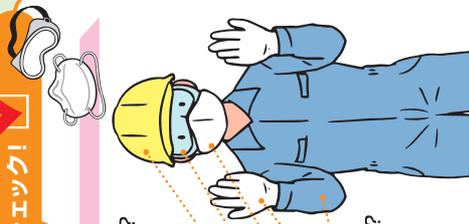
【散布当日】

- 必要な水量と薬剤量を手配しましたか？



作業者のチェック！

- 【散布当日】
- 体調に異常はないですか？
 - 保護具はしっかり着用していますか？
・ヘルメット
・ゴーグル
・農業用マスク
・手袋(薬液調整時等)
・作業服
 - 熱中症対策は万全ですか？



見やすい場所に貼って活用ください！

散布後のチェック！

- 【散布当日～散布後】
- 圃場に散布漏れはありませんか？(散布場所の確認)
 - 散布量の過不足はありませんか？(薬剤の残量把握)
 - 農業空容器は適切に処分しましたか？
 - ドローン機体・散布装置を洗浄しましたか？
 - 機体や容器の洗浄液は、水系に流さず適切に処分を行いましたか？
 - 作業者自身の手洗い等を行いましたか？
 - 飛行日誌への記録、飛行後点検を実施しましたか？



ドローンによる農薬等の空中散布を行う皆さんへ 航空法に基づく飛行の許可・承認手続きについて

令和元年7月、農業用ドローンの利活用拡大に向けて各種規制の見直しが行われました。今後、ドローンを使って農薬等を散布する場合には、以下を参照ください。

事前に国土交通省への許可・承認の申請を行ってください。

- ドローンを用いて農薬等を散布する場合には、散布予定日の**少なくとも10開庁日前まで**に申請を行ってください（オンライン申請、郵送又は持参）。
- 許可・承認の申請の際には、**①ドローン機体の機能・性能、②操縦者の飛行経歴・知識・技能、③空中散布に係る安全確保体制**（飛行マニュアルなど）に関する**資料の提出が必要です**。

国土交通省
地方航空局等



許可・承認の申請



①機体の機能・性能



②操縦者の飛行経歴・知識・技能



③安全確保体制

許可・承認の申請時の提出資料の一部は省略できます。

- 機体の機能・性能に関する資料の一部の省略
→「**資料の一部を省略できる無人航空機**」を使用する
<https://www.mlit.go.jp/common/001582421.pdf>
- 操縦者の飛行経歴・知識・技能に関する資料の一部の省略
→「**無人航空機の民間講習団体及び管理団体**」の講習を受講する
<https://www.mlit.go.jp/common/001579421.pdf>
- 空中散布に係る安全確保体制に関する資料の一部の省略
→「**航空局標準マニュアル（空中散布）**」を使用する
<https://www.mlit.go.jp/common/001521379.pdf>



※民間の技能認証を用いて飛行許可を受ける際の申請書類の一部を省略する運用は令和7年12月に終了します。ライセンスの詳細については、こちらを御確認ください。
→<https://www.mlit.go.jp/koku/license.html>

許可・承認の申請は**代表者（代行者）**による申請も可能で、**ドローン販売店等でも受け付けている場合があります。**

航空法の許可・承認手続きについては、国土交通省航空局からの情報をご確認ください。

航空局ホームページ http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000042.html

無人航空機ヘルプデスク ☎050-3818-9961（受付時間：平日午前9時～午後5時まで）

ドローンによる農薬等の空中散布を行う皆さんへ 農薬等の空中散布を行う際の留意事項について

農薬散布を行う際には、農薬ラベルの記載事項を守るとともに、あらかじめ農薬の空中散布に係る安全ガイドラインに記載の留意事項を確認してください。

<ガイドラインの主な留意事項>

- ・ほ場周辺の地理的状況（住宅地、水道水源等）、耕作状況（収穫時期、有機農業が行われているほ場等）等を十分に勘案し、**実施除外区域の設定**や**散布薬剤の種類、剤型の選定**などを含めた**散布計画の作成**
- ・実施区域周辺（公共施設、民家、巣箱を設置している養蜂家、有機農業に取り組む農家等）への**事前の情報提供**
- ・実施区域内への**第三者の侵入防止**
- ・空中散布時の留意事項
 - －**風向き**を考慮した飛行経路の設定
 - －**散布方法**（飛行速度、飛行高度、飛行間隔及び最大風速）は、機体メーカーが取扱説明書等に示した散布方法を参考に行う。
 - －散布の際には、農薬の散布状況及び気象条件の変化を随時確認しながら、**散布区域外への飛散（ドリフト）が起こらないよう十分に注意**する。

無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン

https://www.maff.go.jp/j/syoutan/syokubo/gaicyu/g_kouku_zigyo/attach/pdf/muzinkoukuuki-2.pdf



日中・夜間の目視内、又は日中の目視外での空中散布において、立入管理区画の設定等を行えば、操縦者の補助を行う者（ナビゲーター）を配置する必要はありません。

- 詳細は航空局標準マニュアルを参照ください。

航空局標準マニュアル（空中散布）

<https://www.mlit.go.jp/common/001521379.pdf>



マニュアルの安全体制をとれば、人の手を借りなくても済むな。

ご近所へのお知らせと田んぼ周りの注意喚起はしっかりとお願いね。



<立入管理区画の設定イメージ>

【お問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局植物防疫課 防疫対策室国内防除第2班 ☎ 03-3502-8111（内線4562）

あいち病害虫情報トップページ

本文へ 読み上げ・ふりがな Language
文字サイズ **拡大** 標準 背景色 **白** **黒** **青**



サイト内検索 検索 詳細検索

防災情報

観光情報

事業者・
就業者の方向け

Aichi Prefectural Government

目的からさがす

組織からさがす

分類からさがす

現在地 [ホーム](#) > あいち病害虫情報

あいち病害虫情報

since 1999年6月2日

あいち病害虫情報



メニュー

- [発生予察情報](#)
- [調査データ](#)
- [農業病害虫防除の手引き](#)
- [病害虫図鑑](#)
- [資料集](#)
- [サイトマップ](#)
- [リンク集](#)
- [Email配信の申し込みはこちら](#)
- [著作権とリンクについて](#)

過去の発生予察情報

- [令和5年](#)
- [令和4年](#)
- [令和3年](#)
- [令和2年](#)
- [令和元年](#)
- [平成30年](#)
- [平成29年](#)
- [平成28年](#)
- [平成27年](#)
- [平成26年](#)
- [平成25年](#)
- [平成24年](#)
- [平成23年](#)
- [平成22年](#)
- [平成21年](#)

あいち病害虫情報トップページ

ページID:0386844 掲載日:2024年9月9日更新

新着情報

- 2024年9月9日更新 [/333KB](#) New!! [令和6年度病害虫発生予察特殊報第2号\(トマトキバガ\)](#) [PDFファイル]
- 2024年9月2日更新 [/141KB](#) New!! [予報\(9月\)](#) [PDFファイル]
- 2024年9月2日更新 [/238KB](#) New!! [令和6年度病害虫発生予察注意報第7号\(果樹カメムシ類\)](#) [PDFファイル]
- 2024年9月2日更新 [/144KB](#) New!! [令和6年度病害虫発生予察注意報第8号\(ハスモンヨトウ\)](#) [PDFファイル]
- 2024年9月2日更新 [/159KB](#) New!! [斑点米カメムシ類情報第3号](#) [PDFファイル]
- 2024年9月2日更新 [/93KB](#) New!! [吸水性カメムシ類情報第1号\(ダイズ\)](#) [PDFファイル]
- 2024年9月2日更新 [/213KB](#) New!! [シロイチモジヨトウ情報第2号\(ダイズ、野菜類、花き類\)](#) [PDFファイル]
- 2024年9月2日更新 [/227KB](#) New!! [オオタバコガ情報第5号\(ダイズ・キャベツ・キク等\)](#) [PDFファイル]
- 2024年8月16日更新 [/228KB](#) [斑点米カメムシ類情報第2号](#) [PDFファイル]
- 2024年8月16日更新 [/220KB](#) [オオタバコガ情報第4号\(ダイズ、キャベツ、キク等\)](#) [PDFファイル]
- 2024年8月16日更新 [/178KB](#) [コナジラミ類情報第1号\(トマト\)](#) [PDFファイル]
- 2024年6月18日更新 [/533KB](#) [令和6年度病害虫発生予察特殊報第1号\(クビアカツヤカミキリ\)](#) [PDFファイル]
- 2023年10月23日更新 [/600KB](#) [令和5年度病害虫発生予察特殊報第1号\(トマトキバガ\)](#) [PDFファイル]
- 2022年3月31日更新 [/459KB](#) [スクミリンゴガイ防除実証試験成果の紹介\(水稲\)](#) [PDFファイル]

「あいち病害虫情報」について

愛知県の主要な病害虫情報です。
主な内容は[サイトマップ](#)に掲載しています。

引用文献

- | | | |
|----|---------------------------------------|----------------|
| 1 | 植物防疫講座 | (一社) 日本植物防疫協会 |
| 2 | 農薬概説 (2024) | 同上 |
| 3 | 農薬を使用しないで栽培した場合の病害虫等の被害に関する調査報告 | 同上 |
| 4 | 農薬要覧 (2023) | 同上 |
| 5 | 残留農薬のここが知りたい | (公社) 日本食品衛生協会 |
| 6 | 農薬とは何か | 日本農薬学会 |
| 7 | なるほど! なっとく農薬Q&A! | クロップライフジャパンHP |
| 8 | 農薬と安全性 | 同上 |
| 9 | 農薬散布に使用するマスクの手引き | (一社) 日本くん蒸技術協会 |
| 10 | 農作業に適した被服装備 | 愛知県農業総合試験場 |
| 11 | 食品に残留する農薬等に関する新しい制度 (ポジティブリスト制度) について | 厚生労働省 |
| 12 | 教えて! 農薬Q&A | クロップライフジャパンHP |
| 13 | 農薬の安全性Q&A | (公社) 緑の安全推進協会 |
| 14 | e-Gov法令検索 | |

農薬安全使用Q&A

令和6年11月

(作成)

愛知県農業水産局農政部農業経営課

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6411

FAX 052-954-6931

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nogyo-keiei/>

(発行)

公益社団法人愛知県植物防疫協会

名古屋市中区丸の内二丁目1番11号

電話 052-204-2411

FAX 052-204-0539

<http://aichisyokubo.web.fc2.com/>